

第一百七十一回

参議院環境委員会議録第十一号

平成二十一年七月七日(火曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

六月十六日

辞任

山下八洲夫君
相原久美子君

相原久美子君
林久美子君

補欠選任

松野信夫君
水岡俊一君
川口順子君
矢野哲朗君
若林正俊君
加藤修一君
浜四津敏子君
仁比聰平君
荒井広幸君
川田龍平君
北川知克君
園田江田
水野賢一君
吉野正芳君
斎藤鉄夫君
岡崎トミ子君
大島加藤
古川禎久君
大島稔彦君
小林光君
大石堅一君
佐藤徳壽君
原光君

衆議院議員

環境委員長代理

理

事務局側

員

事務局側

○委員長(有村治子君) 政府参考人の出席要求に関する特別措置法案(衆議院提出)
○委員長(有村治子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。
○委員長(有村治子君) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案を議題といたします。
○衆議院議員(水野賢一君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。
水俣病は、熊本、鹿児島両県及び新潟県において住民に極めて深刻な健康被害をもたらした公害

○政府参考人の出席要求に関する件

○水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する件

病であり、我が国における公害問題の原点とされています。

水俣病は環境問題において予防原則に立つことの重要性を教えており、我々はこうしたことを教訓にしていかなければなりません。

公害問題では、汚染者負担の原則に基づいて補償がなされるべきですが、水俣病問題では、解決に長期間を要することが見込まれることなどから、公害健康被害の補償等に関する法律による認定を受けていない方々に対しても早期に救済を図る必要があります。平成七年の政治解決は大きな前進ではあります。しかし、この法律による救済及び水俣病問題の解消は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われる事、公害健康被害の補償等に関する法律による認定を受けていない方々に対しても早期に救済を図る必要があります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、政府は、過去に通常起り得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針を定め、公表するものとしております。なお、一時金については関係事業者が支給する等としております。

第二に、公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直しについて、まず、環境大臣の指定を受けた特定事業者は事業再編計画を作成し同大臣に認可申請をしなければならず、同大臣は、当該事業者が一時金の支給に同意し、かつ、一定の要件に適合すると認めるときは認可をするものとしております。また、この計画に基づき新たに設立する事業会社への事業譲渡等に関する特例を定めるとともに、事業会社の株式を譲渡しようとするとあらかじめ環境大臣の承認を得なければならぬものとし、この株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで暫時凍結するものとしておりま

す。第三に、政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康に係る調査研究等を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとします。

なお、この法律による救済及び水俣病問題の解消は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われる事、公害健康被害の補償等に関する法律による認定を受けていない方々に対しても早期に救済を図る必要があります。

この法律の本来の目的は、今提案があつたとおどかつかつ速やかに行い、その結果を公表するものとします。この法律による救済及び水俣病問題の解消は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われる事、公害健康被害の補償等に関する法律による認定を受けていない方々に対しても早期に救済を図る必要があります。

次に、本案の趣旨及び主な内容であります。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。

第一に、政府は、過去に通常起り得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給に関する方針を定め、公表するものとしております。なお、一時金については関係事業者が支給する等としております。

第二に、公的支援を受けている関係事業者の経

的な理由は一体何でしょうか。提案者に質問します。

○衆議院議員(園田博之君)

園田でございます。

この法案の本来の目的は、今提案があつたとおり、被害者を救済するということが目的であります。

して、その中の重要な手段として分社化という法案を盛り込んだわけです。

私は、チソから、水俣病の補償を完遂するためにも、あるいは将来の経営にめどを立てるためにも分社化を認めてほしいという要望は相当前から実は来ておりまして、平成七年の政治解決のときにもその意向は聞かされたことがあります。

私は、チソに対しては、一番いいのは救済を終わってから分社化ということにしたらどうかと、これだつたら至らぬ疑いを掛けられることもない

ときにもその意向は聞かされたことがあります。

私は、チソに対しては、一番いいのは救済を終えてから分社化ということにしたらどうかと、これだつたら至らぬ疑いを掛けられることもないときにもその意向は聞かされたことがあります。

○松野信夫君 今の答弁でも、まあ一つの手段だと思います。

も、かなりチソの要望といいますか、チソに引つ張られた形で結果的に分社化というレールが

つくられてしまつたという気がします。

それで、法案の九条の第二項を見ますと、救済の方針に基づく一時金の支給に同意しております。

うことで、これが一定の歛止めになるということが与野党協議のときに出されて、一時金の支給に

チソが同意すると、同意しなければ認可を下ろさないと、こういう立て付けになつているよう

ありますが、果たしてこれできちんとした歛止め

になりますが、果たしてこれできちんとした歛止めになります。

そこで、この一時金の支給に同意とという意味な

方が一時金の支給に同意されれば、被害者団体

の方がとんでもないと、そんな金額には同意でき

れることで、具体的な一時金の金額が決まるということになります。

なるうかと思いますが、その場合に、チソの

方が一時金の支給に同意されれば、被害者団体

の方がとんでもないと、そんな金額には同意でき

れることで、具体的な一時金の金額が決まるということになります。

なるうかと思いますが、その場合に、チソの

方が一時金の支給に同意されれば、被害者団体

の方がとんでもないと、そんな金額には同意でき

れることで、具体的な一時金の金額が決まるということになります。

なるうかと思いますが、その場合に、チソの

方が一時金の支給に同意されれば、被害者団体

の方がとんでもないと、そんな金額には同意でき

れることで、具体的な一時金の金額が決まる

ことがあります。

う仕組みのように思えるんですが、その点はどう

でしようか。

○衆議院議員(園田博之君) この点も私どもと民

主党さんとの実務的な協議の中で重要な項目として松野委員御自身が意見を述べられておつたもの

を取り入れて新たな法案化にしたものであります

が、これは、一時金の額に同意するということ

として、松野委員御自身が意見を述べられておつたもの

を取

そして基本的には、私は、少なくとも一時金とか療養手当とか、こういうものは同一条件でなければならぬこと、こう思つてゐるわけでありまして、したがいまして、少なくとも数多くの団体、そういう方々と話し合をして、一時金としては大体この辺りで御同意いただけるなということがあつて初めてチツソに同意を求めるわけでありまして、事實上は、松野先生がおつしやつたように、勝手に一時金の額を想定して先に分社化を決めてしまうということは事實上あり得ないというふうに思います。

○松野信夫君 答弁の中に私の名前も出て、それはそれでいいんですが、私の方は別にこういう歯止めを言つているわけではなくて、最初に園田委員の方が言われたように、ちゃんと救済が終了すると、ちゃんと救済が完璧に終了するまで分社化は凍結すべきだというのが申し上げたところであります。

それで、この法案の十二条のところを見ますと、これは主に第三項のところですが、補償賦課

金とかあるいは公的支援に係る借入金債務の返済とか、こういうものがちゃんと返済できなければ

将来の株式譲渡による返済はこれもあり得ないと

いうことのようでありまして、株式譲渡というの

は救済の終了、市況の好転まで凍結だと、こうい

うこととござります。

ただ、これは与野党協議のところでもいろいろ出でていたんですが、それじや株式譲渡で幾らぐら

い譲渡益が出るか、この議論もありました。これ

は最終的には、市況がどういうふうに変動するか

なかなか読みにくいわけですから、そう簡単に譲渡益が幾らぐらに出るだろうとの計算をする

のは非常にこれは困難だということだと思いま

す。

ただ、実際に、じやチツソがこれから必要な資金がどのくらいあるかというと、公的債務、民間の債務、それから、今後の認定されている患者さ

んの補償にこれは五百億ぐらい掛かると。また、今回の法案の救済対象分もありますので、まあか

れこれ計算すると三千億ぐらいというのが一つの数字としては出るのではないか、こういう話も与

野党協議の中でありまして、そうすると、それだけの株式譲渡益が出るかというと、それは現実問題としてかなり厳しいのではないか。

そうしますと、例えば九五年のときに政治解決

しました。一時金はチツソに対しても貸付けをしました。その後、二〇〇〇年になつて、そのうち約

八割ぐらいは公的債務は言うなら免除してしまつたと、こういうことがあるわけですね。そうしま

すと、株式譲渡で公的債務等々を含めて全部支払

いするなんだと立て付けにはなつていますが、こ

市況がなかなか好転しないということで、二〇〇〇年のときと同じように、一定時期になると公的

債務については結局免除するということになるの

ではないか、いやそういうことは絶対にいたしませんが、債務全体から何割か減らしていくとい

うことは考えておりません。

○松野信夫君 それで、今申し上げたように法十

三条ですと、この事業会社の株式譲渡というもの

は救済の終了及び市況の好転まで暫時凍結と、こ

うなつてゐるわけですね。

○衆議院議員(園田博之君) それで、今申し上げたように立て付けにはなつていますが、この法

案による救済を求めるという方もおられれば、い

や、この救済は求めない徹底して裁判で争うと

いう方も中にはおられるかもしれない。そうだとすると、裁判が続いている限りはこの株式譲渡と

いうものは、まあもちろん救済の終了といふう

には言えないと思いますので、裁判が続いている限りは株式譲渡とかあるいはチツソの消滅とか、こ

の点はどうでしょうか。

○衆議院議員(園田博之君) これは、果たして株式を上場して売却したときにどの程度の売却益が

出るかどうか、おつしやるとおり想定できませ

ん。少なくとも言えることは、一つには、この法

案にも書いてありますとおり、救済がほぼ確定を

して、新たに負うべき補償がチツソにはどのくら

いあるのかということを計算できる時期じゃなけ

りやなりませんし、その上に、株式が最もいいタ

イミングで売却されるということが必要でありますから、必要額が、まあ三千億であるかどうかは

分かりませんが、しかしこなくとも二千億を超えることは私も間違いないだろうと思います。

そういう売却益を得られるときとあるかどうか

という判断が一番大事なことなんであつて、私は

基的基本的には、この売却益で、今まで受けた公的債

務プラスこれから負うべきチツソの負担をこの中

から見出せるようにしたいと思っていまして、そ

れ以前にそれが難しそうだから公的債務を免除す

るということは基本的には考えておりません。あ

くまでも、その公的債務といいますか公的支援と

いうのが、そういう支払と同時に、特に支払に関

し途中起きてくるチツソの金融的な負担が、現実に今でもできないと思うんですね、新たに救済策を組んだときにも。そういうものを支援していくに対する潜在的な債権、そういうものはずっと残るということは、これは今までどおりやらざるを得ませんが、債務全体から何割か減らしていくといふことは考えておりません。

○松野信夫君 それで、今申し上げたように立てる限りは、現在行なっている裁判は少な

うなつてゐるわけですね。

○衆議院議員(園田博之君) そうしますと、例えは被害者団体の方でのこの法

案による救済を求めるという方もおられれば、い

や、この救済は求めない徹底して裁判で争うと

いう方も中にはおられるかもしれない。そうだとすると、裁判が続いている限りはこの株式譲渡と

いうものは、まあもちろん救済の終了といふう

には言えないと思いますので、裁判が続いている限りは株式譲渡とかあるいはチツソの消滅とか、こ

の点はどうでしょうか。

○衆議院議員(園田博之君) これは原則的な考え方として私も賛同します。なぜならば、裁判を行

わずに即時救済を求められる方、裁判で裁判所で

の救済を求められる方、こういう方々を包含をして

解消しないと、今度こそと思つておりますから、最終的な解決には至らないんですね。

○衆議院議員(園田博之君) 同様に、裁判で今進めておられる方も、もしで

すよ、司法上の、裁判所によつて和解をするとい

うことであれば私はそれも考えなきやならないと思

うんです。いずれにしろ、方法は別にしても、

同じような同一条件ですべての方々が救済で

きると、いうことを念頭に置いております。

ただし、一人でも残さないのかと言われる所

は、それはまあ分からぬないです。なぜかといいます

と、仮に例えば極端な例を言いますと、全部終

わつたと思つたらまた裁判で訴えられるという方

も出でこられる可能性がある。したがつて、私は

ここで言えることは、その後も裁判を起こされる

方、あるいはおおむね理解されたけれども数人の

方が裁判で続けるんだと言われる方々、こういう方々の言つてみれば潜在的な債権ですね、チツソに対する潜在的な債権、そういうものはずっと残るものでありまして、それだけのものは保有させなきやならないと。したがつて、最後におつしやつた、全部終わらないと今のチツソが解散するということはないといふうに考えていただきたいと思います。

○松野信夫君 そうすると、ちょっとと確認です

が、今の御答弁ですと、現在行なっている裁判、

不知火患者会の皆さん裁判もあれば互助会の皆

さんの裁判もあれば、あるいは棄却処分取消し、

義務付け訴訟等々、現在行なっている裁判は少な

くともこれが継続している限りは救済の終了とは

言えないから株式譲渡はなされない、だけど将来また何か起るかもしれない裁判、そこまでは考

えていないと、こういう理解でよろしいですか。

○松野信夫君 ちょっとと違います。

それはなぜかというと、今裁判を行つておられた

方々がどういう形式でもいいからここで和解と

いう形で救済を実行しようと、裁判という形でも

何でも結構ですからと、そういう方々はもちろん

おつしやるとおりでございます。しかし、我々は

一切私どもと救済について和解への考え方がない

と言われる方々は、これは我々の手はどうしよう

ともありませんので、そのまま裁判をお続けにならぬんだろうと思うんですね。そういう方々は、株式を譲渡するときの前提条件とするかしないかは

そのときの判断でやつていかなきやしようがない

と。

私が申し上げているのは、ただしそういう方々

の潜在的な債権というのは残りますよと、譲渡し

た場合でも。したがつて、そういう方々の債権を

ちゃんと払えるような、保有できるような仕組み

は残しながら譲渡しなりませんと、こう

いうことを申し上げているわけです。

○松野信夫君 もう少しこの点を議論したいんで

すが。

○松野信夫君 次に、救済の内容について確認をしておきたい

と思いますが、この法案によりますと、救済の中身といふものは政府の策定する救済措置の方針といふものにある意味では全面的にゆだねられておりまして、元々民主党案にありましたよな一時金の金額とか療養手当の金額とかあるいは診断書の扱いとか、そういうものは一切載っていないわけで、まさにこの救済措置の方針に丸投げしたような格好になつているわけですね。

そうすると、政府の策定する救済措置の方針といふのは、考えられるのは、一時金とか療養手当の金額などは恐らく書き込まれることになるだろうと思うんですが、それ以外にどういうような内容が盛り込まれるということになつてあるんでしょう。

○衆議院議員(園田博之君) おつしやるよう、政府が策定する救済措置の方針は、一つは対象者の範囲ですね、それからもう一つは、対象者お一人お一人の判定方法、それからもう一つは、一時金と療養費及び療養手当の支給内容が定められることがございます。

このうち、救済対象者の範囲につきましては、当初、自民党・公明党の原案には限られた、言つてみれば九五年の政治解決のときの症状をただ記述いたしましたが、これも民主党さんとの協議の結果、対象者は最高裁判決に準拠して広げるべき問題は、その判定方法と、特に一時金とかそういう条件設定ですね。

判定方法は、これも法律には書かれておりませんが、私どもは当初、公的診断によるということにしておつたんですが、現実に、公的診断じやなくとも、多くの方が診断書を持っておられると、そういうものを生きないと、たつた一遍の公的診断では救済から漏れる可能性が物すごく出でてくるという御意見がございましたので、これも実際の実行方法としては、診断書と公的診断を両方生きる方法を考えてやつてきたいというふうに

思っています。実際、九五年の政治解決のときにそれに近いものを取つておりますので、そういうものを参考にしてやつていけば多くの方が救済であります。

それから、最後は一時金なんですが、これは、例えば民主党さんの案には条件が法案に書かれてあります。これはあくまでも国会で、各党間であります。

一時金の額を話し合つて決めるべき性格のものではないと思っておりまして、一番大事なのは、救済を望む方々と話し合つて、どの程度の一時金なら御納得いただけるのかと。しかも、一時金の支払者は国ではなくて基本的に加害企業でございますから、加害企業も説得しながら決めていかなければなりません。

には、最初に申し上げたように、いろんな方々と話合いをしながら定めていきたいと、このように考えております。

○松野信夫君 その救済措置の方針について、いろいろな方々と話し合つてということですが、一番の中心は患者団体だろうというふうに思います。

患者団体の意見をどういう形で取り入れるのか、慎重に取り入れるべきであると思いますが、この辺はどういうふうにお考えですか。

○衆議院議員(園田博之君) 一応決めて、勝手に決めるなんということは考えたこともございません。合意をすることが必要でありまして、そのためには、これは国だけが患者団体と話し合つて容易に合意できると思いませんので、これは私は、国会の場でいえば、与野党問わざ合意できる、すべての方が合意できる額というのはどういうものかといふことも話合いをして、そして現実に被害者でまとまっておられる団体の方々とも話しあつて決めていきたいというふうに思つていま

企業の方は低ければ低い方がいいし、患者団体の方は高ければ高い方がいい、そういうことになり

ますので、また、加害企業が合意した、しかし被害者団体の方は、一部は合意するけれども、例えば裁判しているような団体はそんな金額ではとても了解できないということで被害者団体全体の合意が得られないというような場合はどうなるんでしょうか。その合意が得られた患者団体だけ一部的に見切り発車ということはあるんでしょうか。

○衆議院議員(園田博之君) これは、そういうことはしたくないと思っています。なぜならば、そろそろこの合意が得られた患者団体だけ一部的に見切り発車ということはあるんでしょうか。

早期救済をするためには最も必要なことは、最初から申し上げているとおり、例えば私が提案したことを行いますと、更にこの問題が長期化する可能性があるんじやなかろうかと。

早期救済をするためには最も必要なことは、最初から申し上げているとおり、例えば私が提案したことを行いますと、更にこの問題が長期化する可能性があるんじやなかろうかと。

○衆議院議員(園田博之君) もう一度申しますが、いわゆる公的診断それから民間の診断書、二つあるかと思います。元々の民主党案は、主治医の民間診断書を尊重すると、こういう仕組みがありました。これは公的診断ではありませんが、これは公的診断ではありません。とすると、これはどうなん

う仕組みがありました。この点も今回の法案には記載がありません。とすると、これはどうなん

だよろしいという考え方なのか。また、認定審査会ではいろんな別の原因などをあげつらつて棄却をする、知事もそのとおり

しようということでしょうか。

○衆議院議員(園田博之君) 實施していくと、この辺が一番微妙なところだらうと私思つています。ただ、私が今回申し上げたかったのは、公的診断で出した意見がこれが最終決定であるということに対する、さつき申し上げたように、たつた一度の公的診断で救済するべき人が漏れてしまう可能性があるので、既に持つておられる診断書を重要な判断材料としてそれで決めていきたいと。

その際、公的診断を一度は必ず受けでもらうかどうか。私はそれが一番望ましいと思っているのですが、物理的にも問題が出てくる可能性があるので、その辺のことは、実際に、これも一時金の協議などと並行して、これ重要な事項ですか

かどうか。私はそれが一番望ましいと思っています。なぜならば、そろそろこの合意が得られた患者団体だけ一部的に見切り発車ということはあるんじやなかろうかと。

○松野信夫君 それから、診断書の取扱いのお話

を認定審査会にかける。最終的には県知事が判断すると、こういう仕組みで来たわけですが、それ

で公的診断してもらわなければならないというこの辺は問題があるわけですね。検診医が十分な診断しない、症状をなかなか取らないという問題がある。また、認定審査会ではいろんな別の原因などをあげつらつて棄却をする、知事もそのとおり

従うと、それぞれ問題があるわけなんですが、今回この法案での救済の手続というのは、今申し上げたようなルートを取るということをお考へな

んだじやなかろうか。

○衆議院議員(園田博之君) これは、もちろん認定審査会とは別物でござりますから、違った方法で救済するわけですから、違った判断機関が、判断する機関が必要だと思うんですね。

平成七年当時の解決の方法を見てみますと、あのときには県に認定審査会をつくつたんですね。ただ、公的診断と民間診断がどうしても食い違うことはこれはあり得るわけです。例えば、公的診断には四肢末梢も取れない、全身性も取れないと、だけによろしいという考え方の方か。また、公的診断と民間診断がどうしても食い違うことはこれはあります。たとえば、公的

<p>によつて混乱が起きるということはございませんでしたので、例えはそういう方法を考えてみたらどうかなと現時点では考えております。</p> <p>○松野信夫君 九五年のときも、後々よく見てみると、十分な診断がなされていない、症状があつてもそれが十分取られない、こういうことでこれからまたいろいろ問題が出てきたということがありますので、実務的なところでありますのが非常に重要な点ですので、これはこれでまたしきり見ていかなければいけないと、こう思つております。</p>
<p>次に、救済対象者の点について御質問したいと思います。</p> <p>救済対象者についても、与野党間の協議いろいろありました。本法案では、四肢末梢優位の感覚障害、それから全身性の感覚障害を有する者、その他四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者と、こういうような書き方になつてあるんですが、そうすると、全身性は四肢末梢優位と同列に取り扱うと、それは分かるんですが、元々民主党案にありました、触覚だけ、あるいは痛覚だけといういわゆる乖離性の感覚障害は、どうもこの条文を見る限りはおつこちているというふうに理解するんですが、この点はどうでしようか。</p> <p>○衆議院議員(園田博之君) これも実際は、平成七年の政治解決のときには、乖離性の感覚障害といふのは結果的には全身感覚障害の中に入るんだというふうに受け止められておるようですが、いまさら、今回も全身性の感覚障害の範囲の中に乖離性感覚障害も入るんだというふうに理解しています。</p> <p>○松野信夫君 そうであればそのようにきちんと、民主党法案には元々きちんと触覚又は痛覚という形で明文化されていたんですが、今回の法案ではその点が記載されていないので、園田委員の方はそのようにお考えかもしれません、果たしてそのとおり本當になるかどうかという点については私は危惧があります。</p> <p>○衆議院議員(園田博之君) 五条の第二項の第一号のところを</p>
<p>見ますと、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害ということで、口の周囲については触覚あるいは痛覚ということで、ここはきちんと書いてあります。</p> <p>○松野信夫君 これは民主党案のそのとおりの文言は入っているんですが、民主党案の元々は、四肢末梢にしても全身性にしても触覚又は痛覚ということで、その点がきちんと明文化されていました。今度の救済対象者では、その点が落としたんですね。何か理由があつてこの点は落としたんでしょうか。</p>
<p>○衆議院議員(園田博之君) 基本的な状況については最高裁判決に基づけという御意見だったのです、最高裁判決に基づいてその症状を書いたもので、最高裁判決に基づいてその症状を書いたものであります。ただ、この法、文案を見ていただけると分かりますが、全身性と四肢末梢優位の障害は同列に書いてあります。他の障害につきましては、それも対象にするというふうな意味で書いてあります。そのため、その他の障害はメチル水銀以外を原因とする場合でも起き得る症状でありますが、ただし、メチル水銀を原因として起きてくる症状に数多く見られるという意味では、十分救済対象の範囲になる可能性があるという意味で書いたわけであります。</p>
<p>○松野信夫君 この点は環境省にも確認をしておきたいと思いますが、今の園田委員の御説明ですと、明文としては四肢末梢優位あるいは全身性、こうなつてあるんですけど、触覚若しくは痛覚だけという乖離性も入るんだと、こういうような御趣旨の答弁がありました。環境省の方もそのように理解しているということによろしいですか。</p>
<p>○衆議院議員(園田博之君) お答えを申し上げます。</p> <p>現時点においてどのような方々を救済措置の対象として方針に盛り込むかについては確定していない形で明文化されていましたが、今回の法案では、その点が記載されていないので、園田委員の方はそのようにお考えかもしれません、果たしてそのとおり本當になるかどうかという点についてのふうに理解しているということによろしいですか。</p> <p>○松野信夫君 ちよつともう一遍、参考にしてと</p>
<p>いうふうに今最後言われましたか。そうすると、必ずしも乖離性は入らない、入らない可能性もあることですか。</p> <p>○政府参考人(原徳壽君) 繰り返しになりますが、現時点において救済措置に何を盛り込むかについて定めているわけではございませんので、今後関係の方々と御相談をしながら決めていく段階で決まっていくというふうに思います。</p> <p>○松野信夫君 ちょっとその辺がややあいまいなというのと、それからこの二号のところで、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害その他のいろいろ書いて、所見を考慮するための取扱いに関する事項ということで非常に分かりにくいんです。ですから、例えば舌の二点識別覚の障害があれば救済対象になるのか、視野狭窄があれば救済対象にならぬのか、そこがこの書き方は非常に持つて回った書き方になつてるのでよく分からないんですが、それはどうなんでしょうか。</p>
<p>○衆議院議員(園田博之君) それはさつき私がちょっとお答えしたとおりでございまして、こういう症状はメチル水銀を原因として起きてくる症状であるということは最高裁判決なども指摘されているところでございまして、ただし、必ずしもメチル水銀だけで起きてくる症状かどうかと言わざるを得ない可能性があるということを書いただけでありまして、基本的にはメチル水銀で、この地域に住んでいた方々でございますから、起きてくる可能性はより多いだらうという意味で、こういう症状が現れれば無条件で対象者と理解しているということです。</p> <p>○衆議院議員(園田博之君) 先に結論を申し上げれば、含まれる。むしろ、そういうことを主眼に、具体的にどういう研究ができるかということがこれからちよつと協議していかなきやなりませんが、そういうものが含まれるというふうに考えております。</p>
<p>○松野信夫君 それから、この調査研究については、我々民主党の法案ですと、こういう調査研究をすることによって実際に被害者の救済の方向で役に立つということで、我々の作った法案ですと、特定疾患の範囲の拡大その他必要な措置を講ずることで、調査研究を救済の拡充に結び付けると、この条項を入れてやつていたんですが、今回の法案はそつくりその部分が落ちて、調査研究はやります、だけどその成果が被害者救済に本当に生か</p>

されるのかという文言がすっぽり落ちているんですね。これはどういうことなんでしょうか。

○衆議院議員(園田博之君) それは方法論の問題でありて、被害者救済に生かされるつもりで調査研究をするつもりでおりますが、ただ、いろんな御意見があるんですね、この調査研究には。一番

となり得る時期に住んでいた人すべてを調査せよという意見などもございます。

私は、こういう方法は、物すごい物理的にものちろん大変なことでございますが、救済される方々を今度漏れなく救済するためには、それだけの期間も取らなきゃなりませんし、何よりも、かつては名のり出ることが非常に地域でつらかったとか、そういうことは、今度は私はそういう風潮ではないと思つておりますし、基本的にいろいろな方々からお知らせをいただいてでも申請をしていただくということは、閉ざすことがなければ、私はそういう必要を必ずしも必要としないんではなかろうかというふうに考えております。

○松野信夫君 それから、この法案の救済対象者といふものは、裁判は取り下げなきやいけない、公健法の認定申請も取り下げなければならない、こういう立て付けになつていて、これはまさに九五年的政治解決の点と全く同じであります。私は率直に申し上げて、これは裁判を受ける権利を実質的に侵害するのではないかというふうに言わざるを得ないものでござります。

九五年当時は、まだ国責論というものが最高裁判決では出されておりませんでしたので、國の責任が確立していたわけではありません。しかし、現在は最高裁の判決が出ているわけであります。また、最高裁判決で、九五年のときの病像論とは違う広げた判断もあるわけでありまして、九五年のようなスキームを必ずしも踏襲する必要はないし、また、私は、わざわざそんなことを法律に書き込まなければいけないというのは本当にいかがなものかと。かかる可能性はあるんですね。そういう方々を受け入れる余地は設けておかなきゃなりませんが、そ率直に言うと、この法律は、事業会社を救済す

るというような観点に立つて訴害行為取消し権もですが、これはどういうことなんでしょうか。

○衆議院議員(園田博之君)

それは方法論の問題

として、私は弁護士なので、一法律家から見る法律でして、私は弁護士なので、一法律家から見る

と、これは正直違憲の疑いもあるなというぐらいに率直に思つてゐるところであります。

それで、裁判をしちゃ駄目だ、公健法も取り下

げると、そこまでやるというのは、要するにこの法案の救済というものは取引だと。取引的な和解

といふのを要求してゐるのではないかなど、こ

ういうふうに考えざるを得ないんですが、この点はどのようにお考えですか。

○衆議院議員(園田博之君)

ののしればそういう

言い方ができるのかもしれません、私は和解と

いうものはそういうものだらうと思ってゐるわけ

でありまして、裁判を続けられることをこの法律によつて阻害するものでも何でもないんですね。

例えば裁判でもいろんな種類がありまして、裁

判の中で和解する場合も含めてですが、今回我々と協議していただいて和解される方々は、そのこ

とによって御納得をいただいて、その他の方法で同じ方がそれをし続けるというのは和解にはなら

ないではないかということを申し上げているわけ

であります。

○松野信夫君 それで、例えは、この法律が成立

した、だれども自分はやっぱり公健法の認定申

請を受けたい、自分は重症だということで公健法の認定申請にあくまでこだわる、しかし、結果的に

には残念ながら公健法上は認定されなかつたとい

う方が、その後この法律で救済を請求するといふことは可能なんでしょうか。

○衆議院議員(園田博之君)

それは可能です。た

だし、時間的制約はどこかで出てくると思いますね。

これは、今回救済案を出して、それで同意をして、それから、さつき申し上げたように今度の救済案を救済してほしいという人がまた新たに出て

くる可能性はあるんですね。そういう方々を受け入れる余地は設けておかなきゃなりませんが、そ

れを拒否して認定審査会へ行かれた、物すごい時

間が掛かつてしまつたというときにどう救済できらば、第七条の一項四号の今申し上げた新規認定の終了といふこのところも削除しないと合わない

事実上破綻状態で、いつ判断がなされるか分からぬ。そうすると、相当長期間結論が出るまで

時間が掛かることが予想されるわけですね。

ところが、この法案ですと、この法案の救済と

いうものは三年をめどにするというふうになつて

いるわけで、そうすると、三年という期間が経過してその後公健法で棄却された、そうなると結局この法案も使えない、こういうことになりはしませんか。

○衆議院議員(園田博之君) それはどういう方法

があるかなんですが、例えは、さつきから申し上

げているように、一定の時間が過ぎても、認定審査会でノーと言われたと、こつちは終わつてしまつていると、なら裁判で訴えるかという方法も残されているわけですから、最終的には司法の場で救済を求められた場合には、私は、その分の、当初から申し上げているとおり、その分の潜在的

な債権というのは保有しなきゃなりませんから、救済が不可能ということにはならないと思いま

す。

○松野信夫君 もう時間ですから最後の一問です。

が、この法案は人々全面的に最終解決だと、最終

解決ということがずっと一貫して出ていたわけ

です。ところが、これは与野党協議の結果だと思

ますが、前文と一条についてだけは最終解決とい

う文言を残して最終解決だということをうたつて

いるわけですが、ほかのところは単なる解決とい

うことで修正されているわけですね。そうする

と、この法案の趣旨というのは一体どうなんだろ

うかと。やっぱりこの法案は最終解決、最終解決

ます。

ただ、私は、最終解決ということを言うには余

りにも問題が多過ぎるし、これで果たして最終解

決になるかどうかというのは極めて疑問を持つて

おります。園田委員の方は、この最終解決とい

うのは具体的にはどういうような場面を想定しておられるんでしようか。

○衆議院議員(園田博之君)

最終解決と言うから

には、すべての被害者の方々ですね、今後また出

てくる可能性が、そういうことを訴えられる可能

性もあるわけ、そういうものがすべて終わらな

いと最終解決とは言えないと思つてます。

ただ、最終解決を前文とか二か所残したのは、これは残されたんです。民主党の方は、法を削除

するならば、公健法の地域指定解除を削除するな

らば、第七条の一項四号の今申し上げた新規認定

の終了といふこのところも削除しないと合わない

のではないかというふうに指摘していたんですけど、これは残ったわけですね。これ残した意味はどこにあるんでしょうか。

目的を残しておかなきやならない。一つ一つの事

柄にこれが終わると最終解決だというふうに書いてしまいますと、非常に、特に被害者の方々の感情を至らぬ刺激をして早く幕引きをしようとするものだという誤解を与えますので、削除できるものは全部削除したということございます。

○松野信夫君 時間来ましたので、終わります。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。

本法律案について、少し長くなりますが、この際に本法律案の制定に至る問題意識などについて確認の意味を込めて申し上げておきたいと思います。

水俣病問題においては公健法及び平成七年の政治解決等に基づき対策が講じられていましたが、平成十六年十月の関西訴訟最高裁判決は、規制権限の不行使により水俣病の被害の拡大を防止できなかつた国及び熊本県の不作為責任を認定しました。その後、最高裁判決後認められた新認定申請者が急増し、最高裁判決後の認定申請者が約六千五百名と多数に上つているところですが、鹿児島県認定審査会については依然再開できない状態が続いており、損害賠償を求める新たな訴訟も提起されているところであります。

政府は、平成十七年四月、この最高裁判決を受け、新保健手帳の支給再開を含む総合対策医療事業の拡充や今後の取組をまとめた、いわゆる今後の水俣病対策についてを発表し実施してきたところですが、新保健手帳の対象者は本年五月末現在で二万一千百九十名に上るところで、一方で認定申請者は六千四百五十二名に達し、依然閉塞した状況が続いており、このような閉塞した状態が続けば被害者救済が遅れ、地域が再び混乱するという危機的な状況に陥ることが懸念されています。水俣病問題の深刻さは、半世紀たっても病気を完治する手段がなく、被害者の病気との格闘が続いていること、いわゆる偏見や差別の内で埋もれた被害者が数多くいることがあります。最高裁

判決を受けて今政治や行政がなすべきことは、これらの水俣病を取り巻く閉塞状況を開拓し、すべ

ての被害者の早期救済と地域の安定を図ることであります。

このような観点から、公明党は、平成十八年四月でありますか、今後の水俣病対策の在り方につけて提言を行つた後、同年の五月から自民党とともに与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム

化は以後の交渉にゆだねられる部分もあるわけであります。老後の不安を少しでも和らげる上で重要な医療費を支給することは大いに意義のあるものと考えております。

また、救済を求める方々の中には、自分たちも患者や被害者としてチッソや政府、県からきちんと認められたいという方々のお気持ちを大切に受け止める必要があります。本法律案では、問題の発生から数十年を経過し、メチル水銀の影響の有無を判断することは困難であるところがございます。

第一点は、救済を求める方をできるだけ広く救

むこととしております。この点は、公明党から主張が行われ、法案の中にもししっかりと位置付けされるところでございます。

以上は問題意識等について申し上げましたが、そこで質問になるわけであります。本法律案の立案に精力的に最大限の取組をされてまいりました園田、江田両議員等の提案者に申し上げたいわけであります。江田議員には特に次の点について質問をさせていただきたいと思います。

本法律案の意義、あるいは本法律案の提出に当たつての思いというものが当然あると思います。熊本県出身であり、そこに在住しているという意味では特に思うことがあると思いますので、そういう点を含めて御答弁をお願いしたいと思いま

ります。

今議論もいろいろあつてある中で、この救済が明確に位置付けられたことは、これから水俣病問題の解決を具体化していく際の指針として非常に重要なことではないかと考えております。

第三に、救済策の内容であります。本法律案はこれまで地域における住民の福祉対策として行われてきた保健手帳をお持ちの方々にても、水俣病被害者手帳として救済策に位置付けており、事実上の全員救済となるものであります。

一方で、この水俣病問題をめぐりましては、約半世紀の中で様々な解決策が取られてきたわけですが、この法の意義についてでございますけれども、まず、先ほども加藤先生述べられましたけれども、この水俣病問題をめぐりましては、約半世紀の中でも、この水俣病被害者として救済を受けるべき方々としてチッソや政府、県からも主張がされていますけれども、水俣病被害者救済のための法律が制定されるのは初めてであります。

日々早い被害者救済を実現したいという思いで法の取りまとめに取り組んでまいりました。

この法の意義についてでございますけれども、まず、先ほども加藤先生述べられましたけれども、この水俣病問題をめぐりましては、約半世紀の中でも、この水俣病被害者として救済を受けるべき方々としてチッソや政府、県からも主張がされていますけれども、水俣病被害者救済のための法律が制定されるのは初めてであります。

この法の意義についてでございます。

今回の法律では、公健法に基づく判断条件を満たさない、そういう方々を始めとして、救済を受けるとする方々を初めて水俣病被害者として位置付けてその救済を図ることとしているものでござい

ます。被害者救済の法的な担保となるものがこの

法が制定されるのは初めてであり、画期的なことであると思つております。

以上は問題意識等について申し上げましたが、

そこで質問になるわけであります。本法律案の

立案に精力的に最大限の取組をされてまいりました園田、江田両議員等の提案者に申し上げたいわけ

であります。江田議員には特に次の点について質問をさせていただきたいと思います。

本法律案の意義、あるいは本法律案の提出に当たつての思いというものが当然あると思います。熊本県出身であり、そこに在住しているという意

味ではないことであります。被害者の皆さんの病気

方々が高齢化されている、そういう状況の中で、その間に救済を進めながらも亡くなられた方々が多くおられるわけでございます。そして、今もその救済の日を待ちわびながらいらしゃる方々が

たくさんおられます。

このような状況の中で、私どもは、平成十八年五月に与党プロジェクトチームを立ち上げて、一

回の協議を行い、合意に至つたものであります。本法律案で特筆されるべき点としては、まずは第

一項に国対委員長、政調会長レベルで三回の計九

月も早い被害者救済を実現したいという思いで法の取りまとめに取り組んでまいりました。

この法の意義についてでございますけれども、まず、先ほども加藤先生述べられましたけれども、この法の意義についてでございます。

この法の意義についてでございます。

の偏見や差別の中で埋もれた被害者が多くおられますこと、これが水俣病問題の深刻さだと思っております。

最高裁判決を受けて今我々政治、行政がなすべきこと、こういう苦しみの中から上がった声を受けてそのなすべきことは、これらの水俣病を取り巻く問題を打開してすべての被害者の早期救済と地域の安定を図ることであるとの思いで法案の取り組みに取り組んでまいりました。

すべての被害者の幅広い救済そして同じ被害には同じ救済をという、そういう思いが私たち公明党の当初からの主張でございました。この法案は、被害者救済を進める上で第一歩であり、一刻も早く救済が実現できるよう今後も全力で取り組んでまいります。

○加藤修一君 ただいま江田提案の方から、法律として作られたのは画期的であると、こういう御答弁があつたわけでありますけれども、法律案の成立後私は課題は山積しているんではないかと。先ほど園田提案者からも話がこの点についてはあつたように思います。

そこで、三つほどお願ひしたいわけでありますけれども、第一に、訴訟をしております団体を含め被害者団体とも協議を重ね、救済措置の基本方針を策定することが必要であると。被害者は高齢化する中、早期救済を切望しておりますし、そういった意味では迅速な調査を行うことをお願いしてまいりたいと思います。

それから、第二点は、合意が得られた晩には、救済の実施に当たりましてはすべての被害者を救済すべく周知の徹底を図つていただくようにお願いを申し上げたいと思います。

第三には、原因企業について法律上分社化を認めておりますが、汚染者負担の原則にのつとつて費用負担に関する責任を全うするよう要件を厳格なものとすることとあります。また、環境大臣の監督権限も定めているところでありますので、言うまでもなく、この法律の原則にのつとつて適正かつ厳正に監督を行うことをよろしくお願ひを申し

上げたいと思います。

それでは、齊藤大臣にも来ていただいておりま

すので、この法案が成立した後の政府の取組についての御決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(齊藤鉄夫君) この法案が成立をいたしまして救済の枠組みが確定すれば、環境省そして政府全力を挙げて、その救済の実現に向けて最大限の努力を行なう決意でございます。

そして、先ほど加藤委員からお話をございました三つの観点につきまして、一つの観点は、関係自治体や水俣病被害者団体ともよく協議を行なうことで、救済の対象者の範囲や一時金などの支給内容に関する救済措置の方針を早期に策定する、それから救済対象の方々を判定するための体制を早期につくる、そして救済策の周知徹底と、様々な作業が必要になつてまいりますので、全力を挙げてまいります。また、第三の点ですが、原因企業に被曝がある場合に、地域で安心して日常生活が送ることができるよう、また患者等の社会参加が促進されるように、地域において患者等の支援活動を行う法人あるいは団体等に対しても支援を行なう事業を実施しております。

○加藤修一君 将来の課題についてであります環境省としては、法案の成立に携わつてこられた先生方の御指導を仰ぎながら、水俣病被害者の救済を図り、地域における紛争を終結させて水俣病問題の解決を図り、環境を守り安心して暮らせる社会の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

○加藤修一君 将来の課題についてでありますけれども、今後の課題として、やはり私は、特に胎児性の被害者を始めとする認定患者とその御親族の方々のいわゆる高齢化が進んでいくと。介護をされているわけでありますけれども、親も大変でありますし、さらに将来、介護される御両親が先に亡くなる場合も想定されると。そういう意味では、患者が残されることも想定されるわけであると考へるところが当然の話であります。

国連環境計画、UNEPにおきましては、平成十四年に、水銀の人への影響や汚染状況等に関する評価報告書、いわゆる世界水銀アセスメントを

公表しております。その中でも、胎児期の水銀暴露の影響について報告されているところでござい

ます。

このようなか、環境省におきましては、平成十四年度から、国内でメチル水銀の低濃度暴露によ

る健康影響に関する調査研究業務として、妊婦のメチル水銀暴露量と出生児の各段階における発達状態の評価を実施しているところでございます。

これは、世界の他の地域で行われております同様の研究の結果と併せ、胎児期のメチル水銀暴露に関する知見の収集に大きく寄与するものと考えております。

具体的には、これまで、リハビリを兼ねた健康管理を行えるデイサービス機能や保護者の負担を軽減するレスパイトケア機能等を有する施設の整備及び運営費の補助、また患者等が生きがいを感じ、社会参加につながるような事業への支援、また通院等外出や地域のイベント等社会参加をする際の送迎、付添いに対する支援などを行なつてきているところでございます。

今後も、患者の方々等のニーズを踏まえ、自治体及び関係団体とも連携を図りながら、患者さんを中心とした福祉の向上につながる支援を行なつてまいりたいと考えております。

○加藤修一君 水俣病は、小児科の医師が子供の症例を見て、これは五十年以上前の昭和三十一年五月一日でありますけれども、水俣保健所に届けたのが公式確認のきっかけになつたという、そういう歴史があるわけでありますけれども、こういふことを踏まえて環境省にお尋ねしますけれども、近年、胎児期からのメチル水銀の長期微量暴露がこれは世界的に非常に大きな問題になつていてありますし、どう今後こういったことにについてお尋ねしたいと思います。

ただ、今なお残る差別、偏見を解消するための原点というふうな位置付けが言えると思います。

○加藤修一君 いわゆる水俣病は一地域の問題でないことは確かでありますけれども、やはり日本の公害教訓、あるいは啓発事業を本格的に実施することが極めて重要である。この水俣病の関係についてはもう非常に世界的にも知られることになつてい

るわけでありますけれども、この経験とかあるいは教訓、これを更に世界に発信し、二度とこのよくなき悲劇を起こさないようにすべきだと思いますけれども、こういう点に関しても環境省としては取り組んでいかれるのか、お示しを願いたいと思います。

○政府参考人(原徳壽君) お答え申し上げます。御指摘のよう、今なお残る差別や偏見を解消し、また水俣病の悲惨な被害や犠牲を二度と繰り返さないためにも、水俣病の経験を広く伝えることが重要だと認識しております。このため、環境

省では、水俣病の経験から得られた教訓を伝えていくために、普及啓発セミナーの開催がありますとか、海外から行政担当者などを招聘した研修の実施を行なうほか、国立水俣病総合研究センターにおいて、水銀に関する健康影響や水銀の分析の研究成果を生かして、海外において起つておられます水銀汚染問題について国際共同研究や国際環境協力あるいは研修業務を行つておられます。今後とも、水俣病の教訓につきまして国内外への普及啓発を続けていきたいと考えております。

○加藤修一君 ある調査によりますと、火山とか海からの自然由來の水銀は毎年三万八千トンと言われております。その中で、これは国連の調査であります。人為的な排出量、これは毎年三千トンに達していると、こういうふうに言われている。これがであります。途上国での大気中への排出量、年間三百トン、河川などに対しては七百トンに達すると、そういう調査がされております。銀を扱う鉱山では一千万人から一千五百万人が從事している。そのうち百万人が児童だと言わわれているわけでありまして、こういうことを含めまして、UNEPの国際条約の関係については水銀の生産規制、あるいは場合によつては禁止ということも議論されているようでありますけれども、排出削減策あるいは輸出規制、そういうものがしつかりと議論されて対応が十分なされている。ういう国際条約ができることがあります。これは環境省、日本国の政府の役割も非常に大きいと思いますので、そういった面についてはよろしくお願いを申し上げたいと思います。

時間もそろそろ来ておりますけれども、最後に、これは環境大臣にお願いも含めでありますけれども、予防原則、これは最近の様々な政策を取り組んでいく中では非常に大事な原則だと思ふます。特に化学物質と子供の健康影響に対する取

組をどう強化するか、これは今後の環境行政において課せられた大きな課題であると、ここはやはり環境省が更に力を入れてやっていかなければいけない非常に大きな分野であると思っておりますが、環境省の取組について大臣にお示しをいただきたいと思います。

○國務大臣(齊藤鉄夫君) 子供の健康と環境の問題は非常に大きな課題だと思っております。これを、私、今後の環境省の大きな仕事の一つとして位置付けてイニシアチブを発足させたところでござります。

○加藤修一君 今、齊藤大臣から御答弁がありま
したように、六万人の疫学調査をやっていくとい
うことについては、これは非常に大事な調査だと
思つております。公明党は数年にわたつてこうい
う疫学調査を子供の環境保健についてやるべきで
あると主張してまいりました。平成二十二年から
いよいよ本格的にその調査ができるようになつた
ということは非常に喜ばしい限りでござります。
ともかく、子供は環境的に見ても非常に脆弱な
生命体でありますので、いかにリスクを削減する
かということが非常に大事なわけでありまして、
そういう意味では、これ、化学物質の基本法、
こういう基本法はまだ我が国においてはございま
せん。様々な化学物質にかかる法律が十数本あ
るわけでありますから、その上位の形で基本法と
いうのをしっかりと作り上げて、理念的な面でど
ういうふうにアプローチするかということも考え
ていかなきやならないと思ひますし、さらに、子
供の環境保健については、必要ならば、子供環境
保健推進法という法律についても積極的に私は検
討していかなければいけないなと、このように考
えております。

時間が参りましたので、ここで終了いたしたい
と思います。ありがとうございました。

〔委員長退席、理事松山政司君着席〕
まず、この法案における括弧付救済の対象となる者の範囲についてお尋ねをしたいと思うんですけれども、園田議員、七月二日与党と民主党の間でこの法案の中身についての合意がなされた後の記者会見におきまして、これ報道によりますと、九五年の二倍以上になるのではないかと救済規模について語つておられるわけです。九五年の政治解決は、約一万人が一時金の支給対象となつ

ておりまして、ならば二万人ということなのかなと。関西訴訟の最高裁判決の後、差別や偏見を超

○衆議院議員(園田博之君) 私は正確に覚えておりませんが、そのときに答えた趣旨は、九五年の倍になるだろうというつもりで言つたつもりはございません。

今回、事前に実は環境省に、二年前ですね、今
のそういうことを訴えておられる方々の症状をアンケートを取つたことがあるんです。そのときに想定される方よりは倍以上になるであろうと、今度、救済対象範囲を症状として明記したことによつて倍以上になるだろうということを申し上げたわけで、三万人のうちの二万人は対象になるが一万人は駄目だろと、そういう計算は全くしたことにはございません。

○仁比聰平君 今、園田議員が答弁で触れられました、これ与党プロジェクトチームが、水俣病に係る新たな救済策についての中間取りまとめというのを出されるに際してサンプル調査を行われたわけですね。この結果、四肢末梢優位の感覚障害と判定された方は、認定申請者のうち、当時の、約四七%、保健手帳所持者のうち約四〇%とあつたわけです。

今回の法案五条では、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者というふうにしておられるわけですが、今ほど、この与党プロジェクトチームで検討したもののは倍ぐらいになるのではないかという御発言の趣旨だったというお話なんですが、この今回の法案によつてどれほどの救済が図られるのかという想定あるいは調査、こうしたものはあるんでしょうか。

○衆議院議員(園田博之君) これは、結論を申し上げると、ございません。これは、今調べて何か参考になるのかと言わるとそれほど重要じやないと思つておりますし、基本的にさつきから申し上げているとおり、救済範囲を広げた中で、しかもその判断をするところを公的診断必ずしも

○衆議院議員(園田博之君) 私は正確に覚えておりませんが、そのときに答えた趣旨は、九五年の倍になるだろうというつもりで言つたつもりはございません。

今回、事前に実は環境省に、二年前ですね、今

のそういうことを訴えておられる方々の症状をアンケートを取つたことがあるんです。そのときに

人には上ります。この既に手を挙げておられる被害者だけで約三万人の方々の中にも対象とならない方が多数に上ると、そういうお考へなんでしょうか。

O仁比聰平君 今、園田議員が答弁で触れられました、これ与党プロジェクトチームが、水俣病に係る新たな救済策についての中間取りまとめというのを出されたに際してサンプル調査を行われたわけですね。この結果、四肢末梢優位の感覚障害と判定された方は、認定申請者のうち、当時の約四七%、保健手帳所持者のうち約四〇%とあつことはございません。

たわけです。
今回の法案五条では、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者というふうにしておられるわけです。今ほど、この与党プロジェクトチームで検討したもののがぐらにならぬのではないかという御発言の趣旨だったというお話をなんですが、この今回の法案によつてどれほどの救済が図られるのかという想定あるいは調査、こうしたものはあるんでしょうか。

し上げて いるところを公的診断必ずしも一
かもその判断をするところを公的診断必ずしも一

本やりじやなくて、そういう判断を受けて結果的にどのくらいの人になるであろうかということは、今データで取つても大して意味があることじやない。なるべく多く救済するということが大事であるというふうに考へています。

○仁比聰平君 今の御答弁でもうかがわれるんですけれども、法案の三条で、救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済されるということを救済及び解決の原則として掲げられているわけで、この受けるべき人あるいはあたう限りといふのは、これ一人残らず全員を救済するということにはならないわけですか。

○衆議院議員(園田博之君) 救済を受けるべき人と、こう書いてありますので、救済を受けるべき人といつても、今おっしゃっているのは、一時金をチッソが支払わなければならぬ人のことを言つているのか、あるいは今度の法律で、今までの質疑にありませんでしたけれども、医療費を、自己負担分を負担していくというのを実は数年前から新保健手帳と称して申請に基づいて給付をしているわけですから、この方々が相当数今まで、もう二万人を超しておられるんですね。こういう方々は、じや、救済対象者じゃないのかといふ議論の中では御意見がございまして、これを、法律を新たに改めて、こういう方々も救済対象者であるということになりましたから、そういう意味で救済対象者がどのぐらいいるのか、あるいは、あたう限りというのがその過程で実証されていないのかということになると、私は実証されているんではなかろうかと思つています。

○仁比聰平君 私、水俣病の歴史の中で、公健法の認定を受ける水俣病だと、あるいは最高裁判決による水俣病だと、あるいは新保健手帳を交付を受けている水俣病被害者だと、そうした形で様々な類型を置いてきた、持ち込んできたといふことが水俣病の根本的な救済を困難にしてきたという面あると思うんですね。根本には、未曾有の人類に他の経験のない公害被害なわけです。この水俣病という、メチル水銀が人体に及ぼしてい

る甚大な被害を直視しなければ、その被害の全容をつかまなければ、私は解決ということはありませんが、この中には、公健法の判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々といふふうに今回の括弧付救済措置の対象者の基本的な理念を示しているわけですけれども、考え方を示しているわけですが、この公健法に基づく判断条件、つまり昭和五十二年判断条件、この誤りに半世紀を経てなお救済を困難にしている根本の問題があると私は思います。最高裁判決の趣旨に照らすなら、この判断を重く受け止めるに与党もおっしゃるなら、この公健法の判断条件、認定

が、この条文に言います二点識別観の障害などの見を考慮するための取扱いというのはどういうふうに今回も改めたいと思うんですね。

主党の皆さんも賛成をして通ってきているわけですね。この特措法については、衆議院で野党である民主党の皆さんも賛成をして通つてきていますけれども、そうした考へていいのかということを私は率直に申し上げたいと思うんですね。

こここの点についてもう少し伺いますと、この四肢末梢優位の感覚障害に準ずるかどうかという点について、法案の第五条二項の二号におきまして、四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者かどうかについて、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害、舌の二点識別観の障害又は求心性疾患の所見を考慮するための取扱いに関する事項というものを、これ政府、つまり環境省が方針を定めると、そつした仕組みになつていてるんだと思います。これは、これまでこうした症状を兆して水俣病被害者であると訴える被害者の訴えを裁判においても争い続けてきた環境省に、こうした基本的な今後のこの法案に基づく救済策の基本方針もやだねてしまうということなんでしょうか。

これは環境大臣にお尋ねしたいと思うんですが、七月三日だと思いますが、記者会見で、私もテレビを見ましたんですが、救済されるべき対象を判断する具体的な基準作りを急ぐという趣旨の発言をされたと思います。先ほど、他の委員の質問に対する御答弁もそういう趣旨だなうなでよ。これ、つまり、法案がこの参議院の議員の質問に対する御答弁もそういう趣旨だなうなことです。これが、今までの具体的な基準は定まっていないということですね。

○國務大臣(齊藤鉄夫君) その時点ではまだ法案は成立しておりませんので、もし法案が成立すれば、この法案の立法の趣旨をよく踏まえて、議員の方々とそしてまた被害者団体とよく協議をしながら、この一つ一つの基準を定めていくという趣旨で申し上げたところでございます。

○仁比聰平君 や、法案が成立してから協議をして、その基準を定めると、一体どうしたことな

で最高裁判決以降、政府、環境省が答弁をしてきた中身と基本的に全く同じだと思います。この特措法については、衆議院で野党である民

主党の皆さんも賛成をして通つてきていますけれども、そうした考へていいのかということを私は率直に申し上げたいと思うんですね。

【理事松山政司君退席、委員長着席】

○衆議院議員(園田博之君) これはさつきから最高裁判決があつたからなんです。それ以前に、病は終わつたと、こう思つておりましたら、その後、大阪高裁、それから最高裁と判決が出て、水俣病は終わつてない。

ただ、この最高裁判決も大阪高裁でも、五十二年基準を改めよとは言つていません。この基準だけで水俣病を終わらせようとするのは誤りであると。その間、国も県も行政的な措置というものが必ずしも正しくなかつた、誤りだつたと。しかし、この最高裁判決があつたから今度の法案を提出したわけでありまして、今度の法案の趣旨は、五十二年の認定基準を改めるんじゃなくて、五十二年の認定基準以外にも被害者、患者さんが数多くいる、その方々を改めてお救いをするという趣旨で作つたものであります。

○仁比聰平君 いや、法案が成立してから協議をして、その基準を定めると、一体どうしたことな

んですか、それが法律ですか、それが救済の範囲を拡大するということになりますかということを私は尋ねていいわけです。

【理事松山政司君退席、委員長着席】

○衆議院議員(園田博之君) これはさつきから最高裁判決があつたからなんです。それ以前に、病は終わつたと、こう思つておりましたら、その後、大阪高裁、それから最高裁と判決が出て、水俣病は終わつてない。

ただ、この最高裁判決も大阪高裁でも、五十二年基準を改めよとは言つていません。この基準だけで水俣病を終わらせようとするのは誤りであると。その間、国も県も行政的な措置といふのが必ずしも正しくなかつた、誤りだつたと。しかし、この最高裁判決があつたから今度の法案を提出したわけでありまして、今度の法案の趣旨は、五十二年の認定基準を改めるんじゃなくて、五十二年の認定基準以外にも被害者、患者さんが数多くいる、その方々を改めてお救いをするという趣旨で作つたものであります。

うした中で幕引きを図ることは許されないと、その声を上げて、とりわけ与党と民主党が今国会で成立を合意したと伝えられた日から約十日、今日も傍聴席においてですけれども、不知火海沿岸からも阿賀野川流域からも病の体を押して、協議に臨む皆さんに、自民・民主の協議の担当者の方々に面会も求め、こうしたやり方はやるべきでないと厳しい声を被害者の方々が上げてこられました。その声を聞こうともしない、参考人質疑も行わない、そうした中で今日に至っているわけです。専門家の方々の厳しい批判も相次いでいます。

園田議員はこうした声をどう考えておられるんですか。

○衆議院議員(園田博之君) その委員会の持ち方について私がどうこう申し上げる立場にはないんですけど、今おつしやるように、そういう方々と会おうともしないとか、そういう声を聞こうともございません、そういうことは一切ありません。私は、この間、数年間この問題を取り組んでまいりましたから、会うのを拒否したことなんか一度もございませんし、なるべく御意見は聞いているつもりであります。

それから、もう一つ大事なことは、幕引きをしようとしている。これは確かに、もう発生以来五十数年たつて解決できないというのは、その間、行政も政治も、この問題を時間がたてばたつほど解決を困難にするというのはお分かりのとおりでございまして、その責任はやっぱり大きいと思うんですね。ありますか、私はやっぱり、なるべく早くそういう意味でも広く救済することによってこの問題が解決の方向に向かわないのかと考えるのは当然のこととございまして、これから逃げるためにこの法案を出して回避をするという御批判は全く当たらないと思いますね。

○仁比聰平君 私がもう今ここで申し上げる必要もなく、傍聴席にいらっしゃる皆さんも、それからメディアの皆さんも、この特措法提出に至る担当者が最終盤、会わずにこうした協議を進めて

うした中で幕引きを図ることは許されないと、その声を上げて、とりわけ与党と民主党が今国会で成立を合意したと伝えられた日から約十日、今日も傍聴席においてですけれども、不知火海沿岸からも阿賀野川流域からも病の体を押して、協議に臨む皆さんに、自民・民主の協議の担当者の方々に面会も求め、こうしたやり方はやるべきでないと厳しい声を被害者の方々が上げてこられました。その声を聞こうともしない、参考人質疑も行わない、そうした中で今日に至っているわけです。専門家の方々の厳しい批判も相次いでいます。

いたということはもうよく分かっていることでございます。

日本共産党は、一貫して沿岸そして阿賀野川流域の悉皆調査を強く求め続けてきたわけですが、これまで政府は応じてこられませんでした。被害の全容も明らかでないまま解決なるものを図ろうとするというその姿勢に、私は公害救済の出发点、原点、そこを踏み外している、その大問題があると思うんですね。未會有の被害なんだからそ

の全容をつかまなければならぬわけです。これまで前文におきまして、阿賀野川について、阿賀野川の下流地域においてというふうに水俣病被害の表現をしておられるんですが、私は中流域でも川魚を多食されて被害を訴える患者さんとお会いしてきました。これ阿賀野川下流域だけに水俣病だつていう何か調査、根拠があるんですか。

○政府参考人(原徳壽君) 今回の法案の中で前文の中に書かれておりますのは、水俣湾及び水俣川並びに阿賀野川に排出されたメチル水銀により発生した水俣病はという形に書いてございます。また、それから、阿賀野川の下流地域において、甚大な健康被害と環境汚染をもたらすとともにございました。前文で書いてござりますけれども、この下流地域についての限定的な地域を厳密にここで述べているとは考えておりませんけれども、この

○仁比聰平君 悉皆調査すらせずに幕引きをするということは許されないと、私はあえてもう一度申し上げておきます。

時間がなくなってきたから、幾つか法案についてもう少しだしたいことがありました。最後に分社化の問題についてお尋ねをいたします。

○仁比聰平君

悉皆調査すらせずに幕引きをする

○仁比聰平君

悉皆調

○衆議院議員(園田博之君)

通常の事業の利益を

○仁比聰平君

私は、今日の審議をやつてみて

○仁比聰平君

もこうした中でこの法案を進めていくと、まし

いて環境省に意見を私が求めたことは事実でありますから、全部私が作つたとは申し上げませんが、基本的に、こういう法律を作つて行政の方の責任も問うて、法律を作つたのは私ども政治家でございまして、こんな発想は環境省から生まれるはずがありませんので、官僚任せなどという、どこを取り上げて基本的に御批判なさるのは正しくないというふうに思います。

この調査の件につきましては、私はどういう方法で調査するかというところは更に環境省とも意見交換してやつぱり決めなきやいかぬと思つておりますが、できる限り、さつきも申し上げたとおり、不知火海も併せてどのような調査がこれから救済をしていくのに役立つかということも含めて考えてみたいというふうに思つています。

二〇〇四年の十一月十四日にこんな記事を書いています。チツソにとっては、企業活動の足かせにならぬ債務をしていくのに役立つかということは、一定の利益を確保できるようになつた同社の信用力は急速に回復、他社との業務提携なども進行、新中長期経営計画を始めとして、チツソの経営戦略として出てきたものですね。熊本日日新聞が

元々このチツソの分社化というのは、チツソのもうけと、いうのを被害救済から切り離すといふ言つてゐるんぢやないんですよ。利益を上げたその後、一定の利益を確保できるようになったのです。

私は、チツソが利益を上げてならないなんて言つてゐるんぢやないんですよ。利益を上げたその後、もうけと、いうのを被害救済から切り離すといふ言つてゐるんぢやないですか。加害企業の免罪じやないですか。いかがです。

○仁比聰平君 しかし、株式を譲渡しない限りは、形式はそうであつてもそれから渡されることになります。しかし、株式を譲り受けることはできることには明白でありますから、これがつて、株式譲渡については全面的な解

いて環境省に意見を私が求めたことは事実でありますから、全部私が作つたとは申し上げませんが、基本的に、こういう法律を作つて行政の方の責任も問うて、法律を作つたのは私ども政治家でございまして、こんな発想は環境省から生まれるはずがありませんので、官僚任せなどという、どこを取り上げて基本的に御批判なさるのは正しくないというふうに思います。

○仁比聰平君 いや、水俣病が未會有の被害であり、将来どのような形でこの被害が広がるのかどううなのかとということについて全容が明らかでない限り、そうした今おつしやるような仕組みというのは歯止めにはならないと私は思います。

○仁比聰平君 いや、水俣病が未會有の被害であり、将来どのような形でこの被害が広がるのかどううなのかとということについて全容が明らかでない限り、そうした今おつしやるような仕組みというのは歯止めにはならないと私は思います。

○衆議院議員(園田博之君) 通常の事業の利益をもつて補償に充てる、さらには、その事業会社の将来性の評価を株式市場で得ることによって補償に充てる、いずれも認められると思います。

○仁比聰平君 私は、今日の審議をやつてみている被害者の方々や専門家の方々に参考人としてこの委員会できちんと御意見を伺う、それが参考採択をするということにはならないと思うんです。今日傍聴席にもたくさんいらっしゃつておられる御意見を聞いて、時間が参りましたから、質

○荒井広幸君 改革クラブの荒井でございます。

与野党協議におきまして、救済対象者の方々が四肢末梢優位の感覚障害を有する方々から全身性感覚障害などを持つ四つの症状の方々にも拡大されたことは、私は、幅広い救済を実現する観点から新たな前進と評価をいたします。

しかし、先ほど来からお話をありましたけれども、この法律に具体的な定めがないのも事実でございました。また、そうできない理由もあるお話をございました。しかし、今後、この法律が政府にゆだねるいわゆる救済措置の方針、これは極めて重要なものでございます。こうしたことの内容がどのような内容なのかということで、先ほど来から、各委員から確認的に質問やあるいは賛同、御意見、こういうことがあつたわけですから、ただければ、より国民の皆さんも、また被害者の皆さんも御理解いただけるところもあるうかと思いますので、そういう観点でお願いいたしました。

まず、救済対象を拡大していくわけですが、この五つの症状のある方がストレートに言えば全員一時金の対象になるんでしょうか、あるいは医療費のみの対象になると、こういうことになるのか、法律でははつきりしておりません。一時金の額についても、先ほどからお話をあつたとおりでございます。

もちろん、それについては協議をしていくんだと、こういうお話をあつたわけでござりますけれども、この点について改めて、救済措置の方針、これはいわゆる環境省にゆだねるわけですけれども、提出者としてどのようにその姿勢、お考えを持っていらっしゃるか、そしてまた、その後に大臣にも同じ立場で聞かせていただきます。

○衆議院議員(國田博之君) 救済対象者は、一時金から療養手当、それから医療費の自己負担分を国、県が負担をするというところまであるわけであります。そういう形において、私は

すが、そういった意味では、せめて療養費を負担をするという範囲には、新保健手帳というのを既に申請される方々には交付をしておりまして、何ら

かの障害があればこれは全部交付しています。

したがつて、こういう方々は、今もおっしゃつた症状の方々はすべて対象者になりますと言つてございました。また、それを被害者とした方が書き込みましたから、新保健手帳をお持もございました。

しかし、今後、この法律が政府にゆだねるいわゆる救済措置の方針、これは極めて法律に書き込みましたから、新保健手帳をお持いうことはしないつもりであります。もうそのま

ま、既に診断を受けて支給されておりますので、

最低限それは保障できると思います。その上で、

かから四肢末梢優位の障害の方々はもうそれだけ

ないと、このように思います。

若干重複いたしますが、角度を変えてまたお答

えいだければ、より国民の皆さんも、また被害

者の皆さんも御理解いただけるところもあるうか

と思いますので、そういう観点でお願いいたしま

す。

まず、救済対象を拡大していくわけですが、この五つの症状のある方がストレートに

言えば全員一時金の対象になるんでしょうか、あ

るいは医療費のみの対象になると、こういうこと

になるのか、法律でははつきりしておりません。

一時金の額についても、先ほどからお話をあつたとおりでございます。

もちろん、それについては協議をしていくんだ

と、こういうお話をあつたわけでござりますけれども、この点について改めて、救済措置の方針、それはお願いしたいと思つております。

○衆議院議員(國田博之君) 救済対象者は、一時金から療養手当、それから医療費の自己負担分を国、県が負担をするというところまであるわけであります。そういう形において、私は

やつぱり、今日こうして委員長の下で委員会を開いたということは大変有意義なことなんだと思うんです。

そこで、衆議院の提出者である委員長にお尋ねをしたんですけど、衆議院では質疑等でされたのか、そして今議論されたようなことは確認されたのか、こういった実態についてお尋ねをした

いたのか、この辺にあつたのか、お尋ねいたしま

う理由はどの辺にあつたのか、お尋ねいたしま

す。

○衆議院議員(水野賢一君) 今先生おっしゃることにお答えすれば、衆議院の段階ではいわゆる委員長提案という形で法案が起草され、委員会、診断書と公的診断も兼ね合わせてどこかの判定委員会で判断をしていくといふ方向でなければ、なかなか多くの方々が一時金対象者となる可能性があると。その可能性というのは、今お持ちの

書き込んだ症状の方々は一時金対象者となる可能性があると思います。

これは何回も申し上げているとおり、全身それから四肢末梢優位の障害の方々はもうそれだけで一時金の対象者になると考へていまして、その他一時金の対象者になるんじて法律规定などに関しては、委員会並びに本会議での議事録に対する質疑はなしといふ形で通過をしておりますので、そういう意味では様々な確認事項、例えば救

療養手当、一時金をどういう方々にお支払いする

のかということについて法律に書いたわけです

ね。

これは何回も申し上げているとおり、全身それ

から四肢末梢優位の障害の方々はもうそれだけで

一時金の対象者になるんじて法律规定など

に関しては、委員会並びに本会議での議事録に

残るといふ形でのそういう形ではないといふこと

であります。もちろんそういうようなこと

に關しては、各党が、自公並びに民主党、それ

ぞれ衆参に法案を提出していたような党派はいろ

んな法案に関しての合意を求める協議を行つてお

りますので、そういう中でいろいろ実質的なこと

はあつたにしても、議事録上そういうものは残つ

ていないといふことは事実でございます。

それに対し、じや衆議院において質疑を省略

した理由といふことでござりますけれども、これ

は、もちろん法案に関しても大切な部分に関して立

法者的意思を明らかにして議事録に残しておこ

りますけれども、一方で思つておりますけれども、一面において救済を速やかに実現をしていかなければいけない、特に法案な

どを速やかに成立をさせなければいけないといふことを極めて大切だといふふうに思つておりますけれども、一時金の額についても、中で速やかに衆議院段階を、衆議院を、成立をさ

せておきたいという思いがあつたということも事実でございます。

○衆議院議員(水野賢一君) 今先生おっしゃることにお答えすれば、衆議院の段階ではいわゆる委員長提案という形で法案が起草され、委員会、診断書と公的診断も兼ね合わせてどこかの判定委員会で判断をしていくといふ方向でなければ、なかなか多くの方々が一時金対象者となる可能性があると思います。

これは何回も申し上げているとおり、全身それ

から四肢末梢優位の障害の方々はもうそれだけで

やつぱり、今日こうして委員長の下で委員会を開いたということは大変有意義なことなんだとと思うんです。

そこで、衆議院の提出者である委員長にお尋ねをしたんですけど、衆議院では質疑等でされたのか、そして今議論されたようなことは確認されたのか、こういった実態についてお尋ねをした

いたのか、この辺にあつたのか、お尋ねいたしま

す。

やつぱり、今日こうして委員長の下で委員会を開いた場合もあるでしょう。

そこで、衆議院から委員長が提出してきたものの法律は六十五本、衆議院でその中で質疑をしたのはわずか七件で一〇%なんです。参議院に参りました二十三件、三五%審議をしていると。じゃ逆に参議院提出の要するに議員立法の場合、参議院で百六十回以降十一件あります。で、衆議院に行きましたのは二件で一八%。で、衆議院に行きましたのは二件で二七%なんです。簡単に言うと、いわゆる国民の皆さんにはなかなか耳慣れな

いと思いますが、与野党で多数で合意をしてしまった場合には、委員長から先ほど冒頭のように報告があつて賛成、反対に入つてしまふと、こうい

うケースが三割なんです。私は、これから国会運営としてこれは、委員長始め両院の皆さんい

らつしやいますし大臣もいらつしますが、や

り原則的には委員会で確認をしていくといふこ

とは非常に重要だと思うんです。どうしてかとい

うことを申し上げたいと思います。

そこで、今日は参議院の法制局長来ていただき

ております。一般論として尋ねますけれども、国

会でこのように法案審議をしておりますけれども、この法案の内容について、政府の先ほどの大

臣の答弁、そして議員立法の発議者の皆さん

も、この法案の内容について、政府の先ほどの大

臣の答弁、これらの答弁というのはこの法案

ですね、一般論です、ここには限りません、その

法が成立して法律となつた場合の解釈、運用に

おいてどのような意味を持つんでしょうか。

○法制局長(大島稔彦君) 私の方からお答えする

のが適当かどうかちょっと分かりかねますけれども、一般論として申し上げますと、国会の法案審

議において、その内容について政府あるいは議員

立法の発議者が答弁されますけれども、その答弁

は、その法案が成立して法律となつた場合、その

法律の解釈、運用において重要なものとして参考

にされるべきものであると承知しております。

ここで答弁するということは極めて、この場合執行

する側としての大臣、環境省にとって非常に重い

意味を持つわけでございます。

そういう観点に立つて言いますと、結局指針というのも、先ほど提出者の園田先生から重要な点が指摘されたんです、こういったことを踏まえていただきたいということだと思います、一方で

は、つまり、公的診断とそれから大勢の方が既に

持つて民間の診断があると、その両方ではあ

るけれども、既に持つてあるものを尊重するんだ

と、こうおっしゃつておられるわけですね。それを從

来の手続としては、検診医がいて認定審査会があつて県知事だと、こういうことがありましたけ

れども、その認定審査会というのも、いわゆる

政治救済のときの参考にはなると、こうおつ

しやつていますが、十分にそこは、大勢の方を捨

うんだと、困つておられる方を救うんだと、そういう

観点に立つた思想、これがなきりやいけないとい

うことなんです。

そして同時に、いろんな点で確認をしたいこ

ともあるんですが、私の方も時間が限られており

ますけれども、一点、大勢の皆さんのが御心配に

思つているのは、だからこそ法案の大半の部分を

チツソの件に充てておられるわけですね、譲渡に充て

ておられるんでは、いわゆる、私もそのとおりで

ただきたいんですね、すべての被害者を救済するよ

うに、その最終的な解決を目指してこの仕組みを

つくつとして救済していくんですよ、もうそ

れはすごく分かることであり、同時に、苦しい中

こうおっしゃつておられるわけですが、仮に一〇〇%としま

す、終わつたときに、しかし時間が置いてまた出

るかもしません、そのときに、もうチツソがな

い、チツソが解散した後、補償しろ、意見を言う

ぞといつて裁判等提訴しようとした場合には、だ

れがその受け手、被告になるんでしようか。環境

省はどのように考えていますか。

○政府参考人(小林光君) 先ほど、松野先生への

提案者の答弁でも、どういった事態が紛争が終結

かということで御答弁あつたわけでござります。

法案が成立した暁には、私どもこの法案を預かつて執行するという立場での御質問かというふうに思つております。

今のお尋ねの点でございますけれども、この法

案では、九条の二項あるいは十二条の三項で、分

社化及び株式の譲渡で厳重に審査をするというこ

とで債権者一般の利益を保護することを通じて

チツソを監督していくということをございます。

万が一の裁判を含めました債権者の弁済原資とい

うものを確保していくということを考えてござい

ます。そういう意味で、分社化の時点におきまし

ても、また株式の売却の時点におきましてもそ

うことを考えてございます。

さらに、お尋ねでございますけれども、会社を

清算するというような段階でございますけれど

も、これは債務の弁済及び残余財産の分配等、す

べての清算事務が終了しなければ清算が結了でき

ないというふうに承知をしてございます。

そういう意味で、御指摘のように、まだまだ債

権の存否あるいは額について、あるいはその後に

考えられます新しい訴訟というようななことが続い

ている間はこのチツソの清算を終了することはで

きないというふうにこの法律はなつてゐるとい

ます。

その中において、では、その潜在的債務者、債

権者というものも存在しながら、解散するのは、

解散というのではないよと、そこまで、こう

と、こういうことですね。そこを。

○政府参考人(小林光君) 言い足らなくて申し訳ございません。既に提案者からの御答弁にもありますと、こうおっしゃつておられるわけですね。だからと思いますけれども、会社法上、チツソは紛争がある間清算を終了できませんので、そのときもチツソが裁判の当事者になつていただくと、こ

ういうことだとうふうに理解をしてございま

す。

○荒井広幸君 私は、アスベストそれから産業廃棄物の不法処理、投棄のときにも申し上げたん

ですが、これはやっぱり一度役所としても、また国

会としても考えなくちゃいけないんじゃないかな

と思うのは、原因者負担、原因者というものが責

任を負うというのはこれは当たり前だし、逃げられない、当たり前ですね。この汚染者負担の原則

ということからは、我々それを否定するつもりは

ありません。

ただ、ある時期、原因者が特定できないという

ものも出てくるわけです。だれが捨てたか分から

ない、しかし非常に危険性がある、そのときに

やっぱり国がそれをある一定の解決をしていく。

それから、補償についても同じでして、そういう

場合もあれば、例えば原因者が、汚染者が負担

をしなくてやならないんだが、万が一負担ができる

ないという場合には、国がやはり救済の方の立

場に立つて私はそういう負担をしてやるべきだ

と、そういうセーフティーネットとしての補償、

対応というのも私は是非勉強していきたいもの

だと、これは意見でありますけれども、我々の課

題ではないかと、このように考へておるわけ

です。

そこで、今度の分社化するときに、これも確認

的になるわけですねけれども、国と県の責任という

ものを最高裁は言つたわけです。国として手当

しているところもござります、手帳とかそういう

形も含めて。しかし、応分の責任あるんだぞと、

こういつたときに、分社化以外に、国がいわゆる

その資金を、原資を出すというようなことを含め

た検討をされたのかどうか、この点について提出

者にお尋ねをいたします。

○衆議院議員(園田博之君) 国、県の責任という

のが過去にもこの水俣病に関してやつてないの

かと言われる、そんなことはないわけではありません

か、その後にかかると、そんなことはないわけであ

りません。確かにいたたいた税金を元にしてずっと財政

負担をしてきておりまして、それは今後も変わら

ないと思うんですね。

じゃ、それ以外のことを絶対やらないのかどう

かというのは、荒井委員がおっしゃつたように、そ

今後検討の余地は少しは私はあるんではなかろう

かな。いよいよ最後になつてそういう事態が來

たときに、さつき御質問がありましたように、そ

の前に公的債務を免除するなんということはあり

かなど。いよいよ最後になつてそういう事態が來

たときに、さつき御質問がありましたように、そ

の前に公的債務を免除するなんということはあり

組んでまいりたいというふうに思っています。

○荒井広幸君 今後示される救済措置の方針、園田先生のお言葉を借りれば、対象者の範囲、それから判定方法、それから支給内容といいますか条件、内容、こういったものについて、設定といいましょうか、十分に先ほども大臣から議論を被害者の方とすると、こういうことでございますので、その方針をまた委員会において私どもはよく吟味させていただくと、こういうことを申し上げたいと思います。

結びになりますが、世界も水銀汚染問題は深刻であります。回り回って、石炭火力発電や化学工場、石炭火力発電所からもうずっと、雨などになつて最後は循環して我々の体をむしばむわけですが、中国やブラジルなども汚染が問題になっています。回り回って、石炭火力発電や化学工場、石炭火力発電所からもうずっと、雨などになつて最後は循環して我々の体をむしばむわけですが、中国やブラジルなども汚染が問題になつていております。

UNEПでは二〇一三年までの水銀規制条約の制定を目指しているということ、先ほどからも公明党さんからもありましたけれども、多くの国が参加する実効ある規制にするためには日本の反省の上に立つたこの経験というものがすごく私は役に立つのではないかというふうに思いますので、今後、積極的にこうした経験、反省を踏まえた経験と、そして代替製品や水銀を使わないようにするという削減技術あるいはそういうものを出さないようにする、そういうものの協力が不可欠であろうと一つ思います。この点について大臣。

もう一つ、時間がありませんので、併せて。特に中国は、石炭火力発電所が大体七、八割と聞いております。それが、例えば我々の見えるところで言うと、いろいろな形で、黄砂の要因や酸性雨の要因やいろいろなことになっているとも言われているわけです。エネルギーも食うわけです。こういったことで地球温暖化にも悪いわけでござりますが、中国と日本環境協力についてもつと積極的に、水俣病の反省、体験を踏まえて中国の水銀汚染対策にもつと貢献をしたいかがまと、このように思います。

二点、環境大臣にお尋ねします。

○國務大臣(齊藤鉄夫君) 国連環境計画、いわゆるUNEPが、国際的にも水銀管理を強化しようという議論が昨年から始まりました。水俣病の経験を持ち、その反省とそして我々が持っている知識を見をそういう国際的な水銀規制の場に役立てていくことが私は非常に重要だと、このように思つております。昨年から始まりまして、来年六月から第二十七管理事會におきましてこの水銀管理強化、具体的な議論が始まりますが、その日本はリーダーシップを取つていただきたいと思います。

そして、日中協力、そして今、荒井委員から、日中そしてその他の途上国への支援ということでおざいますが、水銀の環境中への排出の増大が最も懸念されている国が中国でございまして、今ICAプロジェクトでの中国における水銀規制等、今具体的な国際協力を進めております。この国にも広げていかなくてはいけないと、このように思つております。全力を挙げて国際協力に取り組んでまいります。

○荒井広幸君 以上で終わります。

○委員長(有村治子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、松野信夫さんが委員を辞任され、その補欠として佐藤公治さんが選任されました。

○川田龍平君 参議院無所属の川田龍平です。私が、今から十四年前、一九九五年に薬害工賠の裁判を闘っていたとき、当時、五月でしたけれども、水俣病の患者さんたちが環境省前で座込をしていました。私が、今から十四年前、一九九五年に薬害工賠の裁判を闘っていたとき、当時、五月でしたけれども、水俣病の患者さんたちが環境省前で座込をしていました。私が、今から十四年前、一九九五年に薬害工賠の裁判を闘っていたとき、当時、五月でしたけれども、水俣病の患者さんたちが環境省前で座込をしていました。

○國務大臣(齊藤鉄夫君) 公健法につきましては、これまで二千九百六十五人の水俣病患者の認定を行つており、水俣病で苦しむ患者の方々に対して補償を行うという役割を果たしてきたものと認識しております。

他方、これまでこの問題については平成七年にも政治解決が行われましたが、平成十六年の関西訴訟最高裁判決を機に多くの方が救済を求めて

てきた、企業を相手に裁判を闘つてきて、そして被害が今も続いているということです。これは、この水俣の問題というのは、やはりこの被害の回復というのはお金で解決するものではありません。元の体に戻してほしい、そういう思いは薬害エイズの問題とも大変共通しています。

健康で文化的に生活をする権利というのではなく、救済ということがありますが、その損害を与えた国の責任、企業の責任が第一主義的ですが、国ではないかというふうに私は考えています。

本法案については、チッソの分社化、事業会社の株式の譲渡によって被害者への救済費用を賄おうとするものでありますが、公害健康被害者の補償法は、これは公害問題の当事者間での解決が困難なことであるから国がその間に立つて、国の責任の下で問題の解決を図るために制定をされていました。

しかし、当事者の間に立ちながらも、被害が広範かつ世代間にわたるというこの水俣病の問題の本質を認識せずに、ハードルの高い認定基準によつて被害の制約を課してきた国の責任というのは大変大きいと思います。さらにもまた、最高裁判決で認められた国の直接的な責任というのも逃れられないというふうに思いますが、この国の責任について、公健法で解決できなかつたことについて環境省はどうに考えておられるのかをお答え願います。

○川田龍平君 分社化後に事業会社の配当や株式譲渡益によつて救済費用を賄うというこのやり方について、公健法で解決できなかつたことについて環境省はどのように考えておられるのかをお答え願います。

○國務大臣(齊藤鉄夫君) 公健法につきましては、これまで二千九百六十五人の水俣病患者の認定を行つており、水俣病で苦しむ患者の方々に対して補償を行うという役割を果たしてきたものと認識しております。

私は、これまで二千九百六十五人の水俣病患者の認定を行つており、水俣病で苦しむ患者の方々に対して補償を行つておられるのが、環境省としてはこういつたことがあります。しかし、国において分社化後の救済が市場経済に左右されずに着実に行われるということについて、国の責任というのは大きく背負うことになると思いますが、環境省としてはこういつた認識があるのかどうか、伺いたいと思います。

○國務大臣(齊藤鉄夫君) 今回の法案におきましては、原因企業と認定患者との間で結ばれている

おり、その解決には長期間を要することが見込まれております。

こうした状況を踏まえ、今回、救済を必要とする方々に対する解決策として、与党及び民主党を中心とする関係の先生方の御尽力により、新たな本法案が提出されたことについて大変感謝をしております。

環境省いたしましては、本法案の成案が得られ救済のスキームが示された後は、その実施に向けて全力を挙げていきたいと思つております。

○川田龍平君 本法律案が成立することによつて、認定患者となるべき方が認定をされず、本法案の対象となるということは私は避けるべきだと考へていますが、今後の被害者の認定についてはどのように考へておられますでしょうか。

○國務大臣(齊藤鉄夫君) この法案によつて救済措置が講じられるなどによりまして、各県の認定審査会における審査業務が円滑に行われ、現在の認定申請未処分者や今後認定申請をする者に対する処分を迅速かつ適切に進めていくことができるものと期待しております。

法案では、第七条第一項第二号で、公健法の認定申請の処理を促進することとされておりまして、また、国の審査会においても申請者の処理の仕組みも設けられているところでございまして、関係県とも連携を図りながら早期に取り組んでいきたいと思っております。

個別の補償協定につきましては、指定支給法人に設置される基金がそのまま引き継ぐこととなつております。基金には、個別の補償協定に基づいて認定患者に対して将来にわたつて支給される医療費などについて慎重に検討した上で原因企業から必要額を徴収することになるものと考えております。

このように、認定患者への補償につきましては、汚染者負担の原則を踏まえ、チッソが責務を負つてゐるものと認識しております。

○川田龍平君 今日はこの傍聴席にたくさんの被害者の方たちが参つていますけれども、今日は胎児性の水俣病の患者さんの方たちも参つてもらつています。そして、杉本さんも来ていらっしゃいますけれども、本当に胎児性の水俣病の患者さんたちの、水俣市にある小規模多機能施設の「ほつとうはす」というところが胎児性・小児性水俣病患者を対象にした実態調査をしております。

それによりますと、家族の高齢化、それから四十代ごろから通常の加齢では、年齢が加わつたことで考えられない急速な身体機能の低下が目立つて、企業に雇われずに行き場のない人が大変多いことが明らかになつています。このことは、二〇〇六年にまとめられた水俣病問題に係る懇談会提言書においても紹介をされていますが、この胎児性水俣病患者さんについて公健法の認定、棄却の状況、保健手帳の交付、不交付の状況はどうなつているのか、また最高裁判決以降どのような傾向にあるのかをお答えいただらうと思います。

○政府参考人(小林光君) 胎児性の水俣病の患者の方々についての認定状況ということでござります。

これまで、各県におきまして具体的に胎児性といふに区別をされた形で集計を取られてはいるふうに区別をされた形で集計を取られてはいませんので、大変恐縮でございますけれども、お尋ねの最高裁判所の判決後の傾向ということを含めまして、承知はしてございません。

ただ、参考となる数字といたしまして、水俣病

が公式確認されました昭和三十一年以降に生まれた方でこれまで公健法上水俣病と認定されました方々の数は、熊本県では四十八人、これは熊本県の認定患者の総数一千七百七十八人に対して四十八人というふうに考えてございます。

また、保健手帳についても同じように考えてお

りますけれども、具体的に胎児性水俣病患者さんのみの保健手帳の交付ということについては件数を把握をしてございません。

○川田龍平君 先ほど園田議員から、この胎児性の患者さんたちはかなりの可能性で公健法で認定されているんではなかろうかという発言もありましたが、やつぱりしっかりと把握していただきたいです。この胎児性の患者さん、それから小児性の患者さんというのがこれからどんどん増えてくると、増えてくるというのは、その人たちがまだ四十代、五十年代ですので、この人たちがこれから生活をしていくというときの不安をやはり是非取り除いていただきたいというふうに思います。

今の施策よりもやつぱり水準が下がるということはほとんどもないことだと思いますので、企業の責任がなくなった後も国の責任でやつぱりしっかりとやつていただきたい。特に、今どんどんと体

調が悪くなつていくといふ身体機能の低下をしていく中で、やっぱりこれを、今ままを維持したままではこの人たちの生活が保障されていかないわけですね。また、将来的にわたつてその人たちがしっかりと生活をするように水準をこれは上げない限り生活を全うできないと思うんですが、これやつぱり普通に生きられるようにしていくと

いうことがやつぱり国としてしっかりとしなければいけないことだと思います。

○政府参考人(小林光君) この法案成立いたしましたと御指摘の三十七条の規定が発動される、こういふことでござります。

従前でございましたら、チッソの水銀の排出が止まつたことについては特に取り立てて調査等行つてございませんけれども、何ができるかと

私は、この法律案では胎児性患者を含めた健康に係る健康調査が規定されていますけれども、こうした調査研究の結果をどのように対策に生かしていくつもりでありますし、もう一つは、先ほど提案者からの御答弁ありました、この成果を被害者の救済のために

的にできることを考えていただきたいというふうに思つております。

○川田龍平君 それから、この救済のことにつきましても、私はも重々承知をしてございます。私自身も、この間お話を伺わさせていただきました。

そういうことで、こうした方々の高齢化に伴いま

す日常生活能力の低下、あるいは御家族の高齢化というのも進んでございます。介護能力の低下等の問題につきましては、それぞれ被害者団体への実施をしているところでございます。

そして、今後そのステップアップを図れど、この問題の観点でございますが、国として実施をしておりましたけれども、今後とも患者様のニーズ等を踏まえながら、自治体、関係団体との連携を図つて必要な支援のグレードアップ、ステップアップを図つていただきたいというふうに考えてござります。

○川田龍平君 その生活実態に係る調査研究を含めるべきだと考えておりますが、この法案の三十七条の社会学的調査等の手法の開発を図るものと。これは、開発を図るだけではなくてちゃんと調査をしてそれを実際に施策に生かしていただきたいと思いますが、これについていかがでしようか。

○政府参考人(小林光君) この法案成立いたしましたと御指摘の三十七条の規定が発動される、こういふことでござります。

従前でございましたら、チッソの水銀の排出が止まつたことについては特に取り立てて調査等行つてございませんけれども、何ができるかと

いうことも含めてそれを調査をしていただきたいと思いますし、もう一つは、先ほど提案者からの御答弁ありました、この成果を被害者の救済のために

役立てるんだという御趣旨の答弁もございましたので、そうした趣旨に沿いまして、こういう具体

連絡会議を開催をいたしまして、先ほど御指摘ご

ざいましたような関係団体との意見交換会あるいは訪問等を通じまして地元のニーズを調査する、把握する。こういうようなことで、それを踏まえて発生地域のもやい直しを推進するということです。

一例を挙げますと、例えば熊本・鹿児島地域及び新潟地域の子供たちの交流をする。あるいは、環境団体等が行います環境学習あるいは人材の育成、これに対して支援をする。また、水俣全体が今エコフィールドミュージアムといいますか、環境モデル都市にもなりましたけれども、こうした地域資源を活用して環境先進地としての発信を国内外に行うといったようなことのお手伝い、さらに、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、胎児性の水俣病患者様の地域生活支援事業、あるいは離島におきますところの医療・福祉推進事業、あるいは相談窓口といったようなことを進めてきているところでございます。

○川田龍平君 このもやい直しの中で一番大切なことは、水俣病問題を引き起こした企業がこうした取組を支援していくことではないかと思いますが、チッソの社員の中にも水俣市での水俣病の関連行事に参加している方もおられます。国としても、この原因企業がこうした取組をしていくように働きかけをしていくべきと考えますが、大臣、いかがでしようか。

○国務大臣(齊藤鉄夫君) 今回の法案のまさに根底を流れているものの一つが、チッソが地域に定着をして、認定患者の方の補償、そして救済されるべき方の救済、そして地域の発展に資するべき法の中にも、特定事業者が作成した事業再編をめぐるものがござります。また、この三年のフォローアップについて三ヶ月を途中にということが小池大臣も記者会見でも答えておりますけれども、その三年のフォローアップというのを是非やつていただきたいと思います。業者の事業所が地域において事業を継続することにより地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとされております。

この法案の成立後は、環境省としても、チッソ

が水俣地域で頑張ってその地域の振興に貢献できるよう、また救済されるべき方、認定患者の補償に全力を挙げるよう指導してまいる所存でございます。

○川田龍平君 次に、水俣病問題に係る懇談会の提言書の実現についてお聞きしたいと思いますが、本報告書は、水俣病をめぐる行政の失敗に目を向けて、そこから将来に向けての教訓として十二の項目を掲げています。この十二の項目のうち環境省として取り組んだものがあれば、大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(齊藤鉄夫君) 水俣病問題に係る懇談会の提言では、命の安全の危機管理体制、被害者の苦しみを償う制度づくり、環境・福祉先進モデル地域の構築等、多岐にわたる提案がなされています。

これらの達成状況でございますが、達成されたものとしては、例えば、水俣病被害者の救済策について与党プロジェクトチームと連携して取り組み、この結果、今回救済法案が提出されることとなつたこと、また、水俣病発生地域福祉推進室を設置し、水俣病発生地域の医療・福祉やもやい直しを推進したこと、また、水俣市が環境モデル都市に指定されたこと等でございます。

一方、提言には、その実現は決して容易ではなく、また時間が掛かるけれども努力せよというものが含まれております。まだ達成されていないものもございますが、環境省としてはこの提言の効果を十分検証しながら、その具体化に努めるなど、引き続き提言のフォローアップを行つまいるべきです。

○川田龍平君 そのフォローアップについて三年を目標にということが小池大臣も記者会見でも答えておりますけれども、その三年のフォローアップのほう々等々ともしっかりと協議をいたしまして、救済の措置の方針を定めるということにしたいというふうに考えてございます。

そして、万々が一でございますけれども、こうした救済措置の要件を満たさない方々がいろいろお詫びしてフォローアップをしていきたいと思いまして、万々が一でございますけれども、こうした救済措置に対する特別措置法案に対する環境副作用みたいなことになるのではないかというお

す。○川田龍平君 この報告書の提言の本旨は、やはり水俣病の解決は日本を真の福祉国家に変え得る法律が成立すれば、その施行に全力を挙げていけます。この法律が成立すれば、その施行に全力を挙げていけます。

○國務大臣(齊藤鉄夫君) 今回の法案の前文にも書かれておりますとおり、国の責任を十分認識し、今回の法案の立法の趣旨にのっとって、この法律が成立すれば、その施行に全力を挙げていきます。

○川田龍平君 それでは、ちょっと時間もあるんで書かれておりませんが、まず、今回の法律案により被害者の八割が救済されるとも言われています。残りの二割の方々、ただ、これは八割というのは今想定されている数字であつて、本当に八割が救済されるのかどうかというのは分からぬと思います。これは新たな混乱がその二割、もつと更に増えて混乱されることも懸念をされるんですけれども、この新たな救済が新たな混乱を生ずるというような構図が繰り返されはならないと考えていますが、環境省は国としてこの二次的な被害を避けるべくどのような取り組みを考えておりますでしょうか。

○政府参考人(小林光君) 条文では、今現に持つていらっしゃる方はそのまま新しい被害者手帳とこの手帳と保健手帳との関係というのはどういうことだと思います。

○川田龍平君 この手帳の交付を受ける人は水俣病の被害者であるということでどうか。

○政府参考人(小林光君) 手帳と書いてございますので、私どもはそういうふうに受け止めてございます。

○川田龍平君 この新保健手帳の申請については、いつまで行う予定でありますでしょうか。

○政府参考人(小林光君) 法案制定後の話でござりますが、具体的にここでは明定されておりません。いつかその日を定めて乗り換えていただく

尋ねなかなというふうに承ったわけでございますけれども、平成七年の政治解決では、保健手帳といったようなことでございまして、こうした方々もきちっと医療費の手当で受けられるといふことでございます。

さらに、今回の法案では一步進みまして、被害者手帳ということでございまして、こういった救済措置の一環として、被害者としてその手帳を持っていたらということになる仕組みということが入れ込まれているのかなというふうに考えてございます。

○川田龍平君 その手帳についてですけれども、この手帳と保健手帳との関係というのはどういうことだと思います。

○川田龍平君 この手帳の交付を受けける人は水俣病の被害者であるということでどうか。

○政府参考人(小林光君) 条文では、今現に持つていらっしゃる方はそのまま新しい被害者手帳とこの手帳と保健手帳との関係というのはどういうことだと思います。

○川田龍平君 この新保健手帳の申請について

思っております。

○川田龍平君 今日は資料として、水俣病の未認定患者の救済に関する特別措置法案に対する環境大臣の水俣病問題に係る懇談会の元委員の有志に

より緊急の声明というのをお配りをさせていただきました。ここにありますように、やはりこの水俣病の問題について、今回、与党と民主党が合意に達した水俣病の未認定患者の救済特別措置法といふのは、この懇談会の委員の人たちからすれば、この問題については全くこの提言の内容を無視して、全く相反する施策を打ち出しているといふふうに言つております。こうのことについて是非知つていただきたい、その上でこういつたものについてしつかりとそういつた人たちの意見もお酌みいただきて、こういつた問題について更に取り組んでいただきたいといふふうに思つています。

是非、この問題が本当に最終的な解決をするようについてなどの人もやつぱり望んでいることだと思います。是非、本当にそういつた最終的な解決をできるように、すべての人が被害者として救済される、すべての適正な補償をされるようなどいふた仕組みを是非つくっていくように、これは議会の方としても今後もできることがあればしつかり取り組んでいきたいと思いますし、国としてこの問題について、また企業に対してもしっかりと取り組みさせるように国としては是非責任を持つて当たつていただきたいと思います。そのことを是非お願ひして、終わりとさせていただきます。

大臣、最後に一言ありましたらよろしくお願ひします。

○國務大臣(齊藤鉄夫君) 私は昭和四十五年に技術系の大学に入りましたけれども、その大学の化学生業界の大御所だった、いわゆる学会のまさに権威だった方の有機アミン説によつてこの被害の救済が大幅に遅れたということを、その大学の中でも、一体、技術、学問は何のためにあるのだろうかと、ということを真剣に議論したことなどがござります。

ある意味で私が技術者として生きしていく上でもさきにこの水俣病は原点になつたという思いもございます。その心を忘れないで、先ほど川田委員か

らございましたように、この問題が最終解決されると、よう、全力を環境省としても挙げていく決意でござります。

○川田龍平君 どうもありがとうございます。

○委員長(有村治子君) 他に御発言もないようで

らございました。この問題が最終解決されるように全力を環境省としても挙げていく決意でございました。

○仁比聰平君 どうもありがとうございます。

本案の修正について仁比さんから発言を求められておりますので、この際、これを許します。仁比聰平さん。

○仁比聰平君 私は、日本共産党を代表して、議題となつております水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案の全部を次のとおり修正する修正案の趣旨を説明いたします。

我が国の公害の原点と言われる水俣病のすべての未認定患者は、長年の苦しみや差別に耐えながら、水俣病被害者として認定され正当な補償が受けられるこことを切望しています。

そこで、修正の第一は、国が最高裁判決によって事実上否定された国の判断条件に固執し、二重

裁判決水準の被害補償を完遂させるために、国は水俣病被害者と加害企業チツソ及び昭和電工との新たな補償協定を締結させます。

この規定に基づき認定基準の見直しによる最高裁判決水準の被害補償を完遂させるために、国は水俣病被害者と加害企業チツソ及び昭和電工との新たな補償協定を締結させます。

以上、委員の皆さんの御賛同を心からお願いをいたしまして、趣旨の説明を終わります。

○委員長(有村治子君) これより原案及び修正案について討論に入ります。

御意見のおありになる方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○仁比聰平君 私は、日本共産党を代表して、全部修正案に賛成、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案に反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、この法案は、救済対象を公健法に基づく国との判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々と前文に規定するとおり、最高裁判決や水俣病被害者の願いにこたえたものになつていなことです。

水俣病被害者の救済対象の症状を拡大したと言いますが、それも具体的な基準はこれから政府が作ると言い、認定申請者、訴訟の提起者は対象外になつてゐるなど、水俣病被害者の切捨てという法

明します。

また、メチル水銀ばく露による健康影響及びこれによる症状治療等の調査研究を実施し、胎児性水俣病被害者などが水俣病の認定を受けられるなど、必要な措置を講じなければならないものとします。

第三は、水俣病の認定を受けた者の補償は、最高裁判決の趣旨を踏まえ、水俣病の原因となつた高裁判決の見直しによる最高裁判決水準の被害補償を完遂させるために、国は水俣病被害者と加害企業チツソ及び昭和電工との新たな補償協定を締結させます。

反対する第三の理由は、依然として三年以内を付けても何らの歯止めにもなつていいことあります。チツソ免罪幕引き法の本質は変わりません。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

反対する第三の理由は、依然として三年以内を付けても何らの歯止めにもなつていいことあります。チツソ免罪幕引き法の本質は変わりません。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有村治子君) 少数と認めます。よつて、仁比さん提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有村治子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(有村治子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(有村治子君) 次に、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院環境委員長水野賢一さん。説明を聴取いたします。水野賢一さん。

○衆議院議員(水野賢一君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

近年、我が国では、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で、海岸に漂着する大量のごみ等、すなわち海岸漂着物等がそれらに深刻な影響を及ぼしており、これら海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制等の海岸漂着物対策を図ることが喫緊の課題となっております。

海岸漂着物対策は、海に閉まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意するとともに、良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保に配慮するなどしつつ実施する必要があります。

このような状況の下、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、本案を提出した次第あります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにしております。

第二に、政府は、基本理念にのつとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基

本方針を定めなければならないものとし、また、都道府県は、必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための地域計画を作成するものとし

ております。

第三に、海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならぬものとするとともに、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないものとしております。

第四に、都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の

事項に関して協力を求めることができるものと

しております。

第五に、国及び地方公共団体は、土地の占有者が又は管理者に対し、その占有又は管理する土地か

ら海岸漂着物となる物が河川又は海域等へ流出又は飛散しないよう、必要な助言及び指導を行うよ

う努めなければならないものとするとともに、上

述の通りです。

第六に、政府は、海岸漂着物対策を推進するた

めに必要な財政上の措置を講じなければならないものとし、その際、大量の海岸漂着物の存する離島等において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について特別の配慮をするとともに、海岸漂着物等の処理等の推進に関する組

む民間団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮に努めるものとしております。

第七に、政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならないものとしております。

以上が、本案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(有村治子君) 水野衆議院環境委員長、ありがとうございます。

以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないものとするとともに、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ海岸管理者等に協力しなければならないものとしております。

第四に、都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の

事項に関して協力を求めることができるものと

しております。

第五に、国及び地方公共団体は、土地の占有者が又は管理者に対し、その占有又は管理する土地か

ら海岸漂着物となる物が河川又は海域等へ流出又は飛散しないよう、必要な助言及び指導を行うよ

う努めなければならないものとするとともに、上

述の通りです。

第六に、政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置を講じなければならないものとし、その際、大量の海岸漂着物の存する離島等において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について特別の配慮をするとともに、海岸漂着物等の処理等の推進に関する組

む民間団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮に努めるものとしております。

第七に、政府は、海岸漂着物の処理等の推進に関する組

む民間団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮に努めるものとしております。

第八に、政府は、海岸漂着物の処理等の推進に関する組

む民間団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮に努めるものとしております。

第九に、政府は、海岸漂着物の処理等の推進に関する組

む民間団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮に努めるものとしております。

第十に、政府は、海岸漂着物の処理等の推進に関する組

む民間団体等の活動の促進を図るため、財政上の配慮に努めるものとしております。

法律案に対する附帯決議(案)

の海岸における良好な景観及び環境の保全に不可欠であることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきであります。

一、海岸漂着物対策の推進に当たっては、海に

圉まれた我が国にとって良好な海洋環境の保

全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であ

ることから、海岸漂着物等に加えて、漂流ご

み及び海底堆積ごみの回収及びその適正な處

理についても積極的に取り組むこと。

二、漂流ごみ及び海底堆積ごみの処理等に際し

ては、地方公共団体及び漁業者等をはじめと

する関係団体と連携するとともに、それらに別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

美しい豊かな自然を保護するための海岸におけ

る良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案に賛成の方の挙手

を願います。

○委員長(有村治子君) 以上でございました。

○委員長(有村治子君) よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大久保さんから発言を求められており

ますので、これを許します。大久保謙重さん。

○大久保謙重君 私は、ただいま可決されました良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の美しく豊かな自然を保護するための海岸における

處理等の推進に関する法律案に對し、民主党・新

緑風会・国民新・日本・自由民主党・公明党・日

本共産党及び改革クラブの各派並びに各派に属

ない議員川田龍平君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

美しい豊かな自然を保護するための海岸

における良好な景観及び環境の保全に

次に、本案の主な内容について御説明申し上げます。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有村治子君) 少数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(有村治子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(有村治子君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

○委員長(有村治子君) 次に、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案を議題といたします。

提出者衆議院環境委員長水野賢一さん。説明を聴取いたします。水野賢一さん。

○衆議院議員(水野賢一君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

○委員長(有村治子君) 次に、海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案に對し、民主党・新緑風会・国民新・日本・自由民主党・公明党・日本共産党及び改革クラブの各派並びに各派に属しない議員川田龍平君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○委員長(有村治子君) ただいま大久保さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(有村治子君) 全会一致と認めます。

○委員長(有村治子君) 以上でございました。

○委員長(有村治子君) よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大久保さんから発言を求められており

ますので、これを許します。大久保謙重さん。

○大久保謙重君 私は、ただいま可決されました良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の美しく豊かな自然を保護するための海岸における

處理等の推進に関する法律案に對し、民主党・新

緑風会・国民新・日本・自由民主党・公明党・日本

共産党及び改革クラブの各派並びに各派に属しない議員川田龍平君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

美しい豊かな自然を保護するための海岸

における良好な景観及び環境の保全に

て、関係省庁とも連携を図りつつ努力してまいり所存でございます。

○委員長(有村治子君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(有村治子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

〔参考〕

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案に対する修正案

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案の全部を次のように修正する。

すべての水俣病の被害者についての適正な

補償の実施の確保に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、平成十六年の水俣病関西訴訟の最高裁判所判決の趣旨を踏まえ、水俣病とすべき疾病について公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第二百十一号)による

水俣病に係る認定(以下「水俣病の認定」といいう。)をするための法制上の措置等、水俣病の認定の審査の方法及び水俣病の被害者についての補償に要する費用の負担について定めることにより、すべての水俣病の被害者について適正な補償の実施を確保することを目的とする。

(水俣病とすべき疾病について水俣病の認定をするための法制上の措置等)

第三条 政府は、この法律の施行後一年以内に、水俣湾若しくは水俣川又は阿賀野川に排出されたメチル水銀にばく露したと認められる条件を満たす者であつて次に掲げる疾病(メチル水銀中毒以外の原因によることが明らかであるものを除く。)にかかるものが水俣病の認定を受けることができるようするため必要な法律

上の措置を講じなければならぬ。

一 四肢末梢優位又は全身性の触覚又は痛覚の感覚障害

二 口の周囲の触覚又は痛覚の感覚障害

三 舌又は指先の二点識別覚の障害

四 求心性視野狭窄

五 大脳皮質障害による知的障害、精神障害又は運動障害

二 政府は、この法律の施行後三年を目途として、水俣病に係る診療に関し豊富な経験を有する医師等の意見を踏まえ、八代海の沿岸地域又は阿賀野川の流域に居住していた者及びその子孫の健康に係る調査研究その他メチル水銀が健康に与える影響に関する調査研究を行うとともに、その結果に基づき水俣病とすべきとされる疾病にかかっている者が水俣病の認定を受けることができるようするため必要な法制度上の措置を講じなければならない。

三 政府は、水俣病の認定を受けることなく死亡した者であつて、第一項に規定する者であつたもの及び前項の調査研究の結果に基づき水俣病とすべきとされる疾患有かかっていたものについても、その遺族が補償を受けることができるようにするため必要な措置を講じなければならない。

(水俣病の認定の審査の方法)

第三条 水俣病の認定の審査は、主治の医師の判断に基づくことを基本として行われなければならない。(水俣病の被害者についての補償に要する費用の負担)

第四条 水俣病の認定を受けた者についての補償及び第二条第三項の補償については、平成十六年六月四日受理の最高裁判所判決の趣旨を踏まえ、水俣病の原因による疾病的被害者についての公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第二百十一号)による水俣病に係る認定(以下「水俣病の認定」といいう。)をするための法律(昭和四十八年法律第二百十一号)による水俣病の認定の方法及び水俣病の被害者についての補償に要する費用の負担について定めることにより、すべての水俣病の被害者について適正な補償の実施を確保することを目的とする。

この法律は、公布の日から施行する。

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一千九八年IUCN勧告の三十年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進の履行に関する請願(第二六五一号)(第二六五二号)

一、危険な気候を回避するための法律制定に関する請願(第二六五三号)(第二六五四号)

一、二千八八年IUCN勧告の三十年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進の履行に関する請願(第二六五三号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第二六〇四号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第二六〇四号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第二六五二号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第二六五二号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第二六五三号)

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第二六五四号 平成二十一年六月四日受理

二千八八年IUCN勧告の三十年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進の履行に関する請願

埼玉県朝霞市宮戸三ノ三ノ五三

植田順子 外九百九十九名

福山 哲郎君

第三三七号と同じである。

平成二十一年六月五日受理

生物多様性年におけるジュゴン保護の推進の履行に関する請願(第二六五三号)

二千八八年IUCN勧告の三十年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進の履行に関する請願(第二六五三号)

福山 哲郎君

平成二十一年六月五日受理

生物多様性年におけるジュゴン保護の推進の履行に関する請願(第二六五三号)

二千八八年IUCN勧告の三十年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進の履行に関する請願(第二六五三号)

福山 哲郎君

平成二十一年六月八日受理

危険な気候を回避するための法律制定に関する請願

千葉県成田市中台三ノ三 小林佳代

田中 康夫君

平成二十一年六月四日受理

危険な気候を回避するための法律制定に関する請願(第二六二九号)

二千八八年IUCN勧告の三十年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進の履行に関する請願(第二六二九号)

福山 哲郎君

附 則

生物多様性年におけるジュゴン保護の推進の履行に関する請願(第二九九六号)

紹介議員 小池 晃君

八 沼崎一夫 外千五百七十一名

様性年におけるジュゴン保護の推進の履行に関する請願

水俣病の被害に関しては、公害健康被害の補償等に関する法律の認定を受けた方々に対し補償が行われてきたが、水俣病の被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、水俣病の被害についての理解が生まれ、平穏な地域社会に不幸な亀裂がもたらされた。

第二九一五号 平成二十一年六月十二日受理
大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台四ノ四四ノ三

○ 伊藤晴康 外十四名

平成十六年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において、国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかつたことについて責任を認められたところであり、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならない。

第二九一六号 平成二十一年六月十二日受理
この請願の趣旨は、第三一号と同じである。
危険な気候を回避するための法律制定に関する請願

請願者 愛知県春日井市美濃町一ノ七七

峰数啓子 外千五百七十一名

これまで水俣病問題については、平成七年の政治解決等により紛争の解決が図られてきたところであるが、平成十六年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決を機に新たに水俣病問題をめぐつて多くの方が救済を求めており、その解決には、長期間を要することが見込まれている。

第二九一七号 平成二十一年六月十二日受理
この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。
危険な気候を回避するための法律制定に関する請願

請願者 奈良市南京終町一ノ一九一ノ二

○ 横谷裕子 外千五百七十一名

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆)

第二九一八号 平成二十一年六月十二日受理
この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。
危険な気候を回避するための法律制定に関する請願

請願者 岐阜市美濃町一ノ七七

峰数啓子 外千五百七十一名

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆)

第二九一九号 平成二十一年六月十二日受理
この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。
危険な気候を回避するための法律制定に関する請願

請願者 札幌市清田区清田八条二ノ八ノ

八 野村信行 外千五百七十一名

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆)

第二九二〇号 平成二十一年六月十二日受理
この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。
危険な気候を回避するための法律制定に関する請願

請願者 長崎市深堀町一ノ一六一ノ二七

中瀬扶希子 外千五百七十一名

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆)

第二九二一号 平成二十一年六月十二日受理
この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。
危険な気候を回避するための法律制定に関する請願

請願者 岐阜市美濃町一ノ一九一ノ二

○ 横谷裕子 外千五百七十一名

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆)

第二九二二号 平成二十一年六月十二日受理
この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。
危険な気候を回避するための法律制定に関する請願

請願者 岐阜市美濃町一ノ一九一ノ二

中瀬扶希子 外千五百七十一名

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆)

第二九二三号 平成二十一年六月十二日受理
この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。
危険な気候を回避するための法律制定に関する請願

請願者 札幌市清田区清田八条二ノ八ノ

八 野村信行 外千五百七十一名

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法案(衆)

第二九二四号 平成二十一年六月十二日受理
この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。
危険な気候を回避するための法律制定に関する請願

請願者 東京都渋谷区本町六ノ一五ノ一

二千八年IUCN勧告の二十年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の推進の履行に関する請願

水俣病の被害に関しては、公害健康被害の補償等に関する法律の認定を受けた方々に対し補償が行われてきたが、水俣病の被害者が多大な苦痛を強いられるとともに、水俣病の被害についての理解が生まれ、平穏な地域社会に不幸な亀裂がもたらされた。

この法律において「関係事業者」とは、水俣病が生ずる原因となつたメチル水銀を排出する者(定義)

この法律において「関係事業者」とは、水俣病が生ずる原因となつたメチル水銀を排出する者(定義)

た事業者をいう。

2 この法律において「関係県」とは、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百一号。以下「補償法」という。)第二条第二項の規定により定められた第二種地域のうち水俣病に係る地域(当該地域に係る第二種地域の指定が解除された場合を含む。以下「指定地域」という。)の属する県をいう。

3 この法律において「継続補償受給者」とは、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号)第三条第一項の認定を受けた者、補償法第四条第二項の認定を受けた者その他の関係事業者が排出したメチル水銀により健康被害を生じていると認められた者であつて関係事業者との間で当該健康被害による継続的な補償のための給付(以下「補償給付」という。)を受けることをその内容に含む協定その他他の契約を締結しているものをいう。

4 この法律において「個別補償協定」とは、関係事業者が継続補償受給者との間で締結している協定その他の契約(当該継続補償受給者及びその親族に対する補償給付に関する条項に限る。)をいう。

5 この法律において「公的支援」とは、関係事業者に対し、水俣病に係る健康被害を受けた者に対する補償金及び公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)に基づく負担金の原資等として、地方公共団体又は環境省令で定める団体が行う融資をいう。

(救済及び解決の原則)

第三条 この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確實に行われること、救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを目指として行われなければならない。

(国等の責務)

第四条 国、関係地方公共団体、関係事業者及び

地域住民は、前条の趣旨にのつとり、それぞれの立場で、救済を受けるべき人々があたう限りすべて救済され、水俣病問題の解決が図られるよう努めなければならない。

第二章 救済措置の方針等

(救済措置の方針)

第五条 政府は、関係県の意見を聴いて、過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者を早期に救済するため、一時金、療養費及び療養手当の支給(以下「救済措置」という。)に関する方針を定め、公表するものとする。

2 前項の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 既に水俣病に係る補償又は救済を受けた者及び補償法第四条第二項の認定の申請、訴訟の提起その他の救済措置以外の手段により水俣病に係る損害のてん補等を受けることを希望している者を救済措置の対象としない旨

二 四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者かどうかについて、口の周囲の触覚若しくは痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害又は求心性視野狭窄の所見を考慮するための取扱いに関する事項

三 費用の負担その他の必要な措置に関する事項

三 第一項の方針のうち一時金の支給に関する部分については、関係事業者の同意を得るものとする。

4 政府は、関係事業者に対し、第一項の方針に基づき一時金を支給することを要請するものとする。

5 関係事業者は、前項の要請があつた場合に

十七条第二項の指定支給法人に委託することができる。

6 関係県は、第一項の方針に基づき療養費及び療養手当を支給するものとする。

7 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行うものとする。

(水俣病被害者手帳)

第六条 政府は、前条第一項の方針において、同項及び同条第二項に定めるもののほか、関係県が水俣病にも見られる神経症状に係る医療を確保するためこの法律の施行の際に現にその医療に係る措置を要するとされている者に対して交付する水俣病被害者手帳に関する事項を定めるものとする。

2 関係県は、前条第一項の方針に基づき水俣病被害者手帳の交付をした者に対して、療養費を支給するものとする。

3 政府は、関係県が前項の支給を行うときは、予算の範囲内で、当該関係県に対し必要な支援を行いうものとする。

(第三章 水俣病問題の解決に向けた取組)

第七条 政府、関係県(補償法第四条第三項の政令で定める市を含む。第三項において同じ。)及び関係事業者は、相互に連携を図りながら、水俣病問題の解決に向けて次に掲げる事項に早期に取り組まなければならない。

一 救済措置を実施すること。

二 水俣病に係る補償法第四条第二項の認定等の申請に対する処分を促進すること。

三 水俣病に係る紛争を解決すること。

4 政府、関係県及び関係事業者は、早期にあたう限りの救済を果たす見地から、相互に連携し、救済措置の開始後三年以内を目途に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならない。

3 政府及び関係県は、救済措置及び水俣病問題

の解決に向けた取組の周知に努めるものとする。

第四章 公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直し

第八条 環境大臣は、関係事業者から申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該関係事業者を、この章の規定等の適用を受ける者として指定することができる。

一 当該関係事業者が公的支援を受けていること。

二 当該関係事業者がその財産をもつて債務を完済することができないこと。

三 当該関係事業者が第五条第五項の一時金の確実な支給を行うために必要があると認められること。

四 水俣病に係る補償を将来にわたり確保するために必要があると認められること。

三 特定事業者が、事業譲渡の対価として事業会社が新たに発行する株式を引き受けること。

二 特定事業者が、個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務その他環境大臣が指定する債務に係るものを除き、その事業を前号の株式会社(以下「事業会社」という。)に譲渡すること。

一 株式会社を設立すること及び当該株式会社が設立に際して発行する株式の総数を特定事業者が引き受けること。

(事業再編計画)

第九条 前条の規定による指定を受けた者(以下「特定事業者」という。)は、次に掲げる事項を記載した事業の再編に関する計画(以下「事業再編計画」という。)を作成し、環境大臣の認可を申請しなければならない。

一 株式会社を設立すること及び当該株式会社が設立に際して発行する株式の総数を特定事業者が引き受けること。

二 特定事業者が、個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務その他環境大臣が指定する債務に係るものを除き、その事業を前号の株式会社(以下「事業会社」という。)に譲渡すること。

三 特定事業者が、事業譲渡の対価として事業会社が新たに発行する株式を引き受けること。

四 事業再編計画の実施及び事業譲渡の時期に関する事項

五 前各号に掲げる事項以外の事項であつて、特定事業者の事業の再編に必要な事項	得て、次に掲げる事項であつて、前条第一項の認可を受けた事業再編計画(以下「認可事業再編計画」という。)に記載されたものを行うことができる。
六 事業会社の事業計画	六 事業会社の事業計画
七 事業譲渡の時における特定事業者が総数を保有する事業会社の株式の評価額	七 事業譲渡の時における特定事業者が総数を保有する事業会社の株式の評価額
八 第二号に規定する個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務その他の環境大臣が指定する債務の支払に関する特定事業者の資金計画	八 第二号に規定する個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務その他の環境大臣が指定する債務の支払に関する特定事業者の資金計画
九 環境大臣は、前項の認可があつた場合において、当該申請に係る特定事業者が第五条第一項の方針に基づく一時金の支給に同意しており、かつ当該申請に係る事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めること。	九 環境大臣は、前項の認可があつた場合において、当該申請に係る特定事業者が第五条第一項の方針に基づく一時金の支給に同意しており、かつ当該申請に係る事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めること。
十 開始の時点及び救済措置の対象者の確定の時点において支障が生じないと認められるこ	十 開始の時点及び救済措置の対象者の確定の時点において支障が生じないと認められるこ
十一 事業会社の事業計画が特定事業者の事業所が所在する地域における事業の継続等により当該地域の経済の振興及び雇用の確保に資するものであること。	十一 事業会社の事業計画が特定事業者の事業所が所在する地域における事業の継続等により当該地域の経済の振興及び雇用の確保に資するものであること。
十二 特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為によって特定事業者の債権者に対する債務の履行に要する原資が減少しないものであること。	十二 特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為によって特定事業者の債権者に対する債務の履行に要する原資が減少しないものであること。
十三 環境大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公告するものとする。(事業譲渡等に關する特例)	十三 環境大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を官報に公告するものとする。(事業譲渡等に關する特例)
十四条 第二号に掲げる事項に係る登記の特例	十四条 第二号に掲げる事項に係る登記の特例
十五条 第二号に掲げる事項に係る登記の特例	十五条 第二号に掲げる事項に係る登記の特例
十六条 環境大臣は、特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条、破産法(平成十六年法律第七十五号)第一百六十条及び第一百六十二条、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第一百二十七条及び第一百二十七条の二並びに会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第八十六条及び第八十六条の二の規定は適用しない。	十六条 環境大臣は、特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条、破産法(平成十六年法律第七十五号)第一百六十条及び第一百六十二条、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第一百二十七条及び第一百二十七条の二並びに会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第八十六条及び第八十六条の二の規定は適用しない。
十七条 環境大臣は、特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条、破産法(平成十六年法律第七十五号)第一百六十条及び第一百六十二条、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第一百二十七条及び第一百二十七条の二並びに会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第八十六条及び第八十六条の二の規定は適用しない。	十七条 環境大臣は、特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条、破産法(平成十六年法律第七十五号)第一百六十条及び第一百六十二条、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第一百二十七条及び第一百二十七条の二並びに会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第八十六条及び第八十六条の二の規定は適用しない。
十八条 環境大臣は、特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条、破産法(平成十六年法律第七十五号)第一百六十条及び第一百六十二条、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第一百二十七条及び第一百二十七条の二並びに会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第八十六条及び第八十六条の二の規定は適用しない。	十八条 環境大臣は、特定事業者が事業再編計画に基づいて行う事業会社の設立及び事業会社への事業譲渡その他の行為について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十四条、破産法(平成十六年法律第七十五号)第一百六十条及び第一百六十二条、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五条)第一百二十七条及び第一百二十七条の二並びに会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)第八十六条及び第八十六条の二の規定は適用しない。
十九 環境大臣は、前項の規定により関係事業者から	十九 環境大臣は、前項の規定により関係事業者から

	<p>委託を受け、同条第五項の一時金を支給すること。</p> <p>二 繼続補償受給者(第十二条第一項の株式の譲渡の開始の時までに継続補償受給者となつた者(その親族を含む。)に限る。以下同じ。)に対し個別補償協定に定められた補償給付の支給に相当する支給を行うこと。</p>
三	前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
4	指定支給法人は、次条第四項の規定により特定事業者から補償賦課金の納付があつた時から、前項第二号に掲げる業務(以下「個別補償支給業務」という。)を開始するものとする。(個別補償支給業務に要する経費の確保)
5	第十九条 第十二条第一項の規定により特定事業者が事業会社の株式を譲渡した場合には、指定支給法人は、将来にわたる個別補償支給業務の実施に必要な経費に充てるため、特定事業者から補償賦課金を遅滞なく徴収しなければならない。
6	指定支給法人は、第十二条第二項の通知を受けた場合には、前項の補償賦課金の額及び徴収方法について、環境大臣の認可を受けなければならぬ。
7	3 指定支給法人は、前項の認可を受けたときは、特定事業者に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、補償賦課金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。
8	4 特定事業者は、第十二条第一項の事業会社の株式の譲渡によつて得られた収入(以下「事業会社株式に係る譲渡収入」という。)から、前項の通知に従い、指定支給法人に対し、遅滞なく補償賦課金を納付しなければならない。
9	5 指定支給法人が継続補償受給者による前条第一項の支給を行つた場合には、特定事業者はその価額の限度で、当該継続補償受給者に対し、補償給付を支給する義務を免れる。
10	6 指定支給法人は、第四項の規定により特定事業者から納付された補償賦課金を個別補償支給業務に充てるため、次の補償基金に積み立てなければならない。(補償基金)
11	第二十条 指定支給法人は、個別補償支給業務の基準(以下「補償基金」という。)を設け、前条第四項の規定により特定事業者が補償賦課金として納付した金額をもつてこれに充てるものとする。
12	(事業計画等)
13	第二十一条 指定支給法人は、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、支給業務に関し事業計画書及び收支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
14	2 指定支給法人は、環境省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支給業務に関する報告書及び收支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。
15	(区分経理)
16	第二十二条 指定支給法人は、補償基金に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。(秘密保持義務)
17	第三指定期定支給法人の役員若しくは職員又は、特定事業者に対する認可を受けた事項を記載した書面を添付して、補償賦課金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。
18	(帳簿)
19	第二十四条 指定支給法人は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、支給業務に関する環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
20	(解任命令)
21	第二十五条 環境大臣は、指定支給法人の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は支給業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定支給法人に対して、その役員を解任すべきことを命ぜることができる。
22	2 指定支給法人が継続補償受給者による前条第一項の支給を行つた場合には、特定事業者はその価額の限度で、当該継続補償受給者に対し、補償給付を支給する義務を免れる。
23	3 指定支給法人は、第四項の規定により特定事業者から納付された補償賦課金を個別補償支給業務に充てるため、次の補償基金に積み立てなければならない。(補償基金)
24	第二十条 指定支給法人は、個別補償支給業務の基準(以下「補償基金」という。)を設け、前条第四項の規定により特定事業者が補償賦課金として納付した金額をもつてこれに充てるものとする。
25	(事業計画等)
26	第二十一条 指定支給法人は、毎事業年度、環境省令で定めるところにより、支給業務に関し事業計画書及び收支予算書を作成し、環境大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
27	2 指定支給法人は、環境省令で定めるところにより立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
28	3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
29	2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
30	3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
31	(業務の休廃止)
32	第二十二条 指定支給法人は、環境大臣の許可を受けなければ、支給業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
33	第二十三条 指定支給法人の役員若しくは職員又は、特定事業者に対する認可を受けた事項を記載した書面を添付して、補償賦課金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。
34	(帳簿)
35	第二十四条 指定支給法人は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、支給業務に関する環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
36	(解任命令)
37	第二十五条 環境大臣は、指定支給法人の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は支給業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定支給法人に対して、その役員を解任すべきことを命ぜることができる。
38	2 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは、当該各号に定めるところによる。
39	3 不正の手段により第十七条第一項の指定を受けたとき。
40	4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
41	5 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。

二 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。	三 欠損金額 法人税法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。	四 連結欠損金額 法人税法第二条第十九号の二に規定する連結欠損金額をいう。	五 個別欠損金額 法人税法第八十二条の十八第一項に規定する個別欠損金額をいう。	六 連結所得 法人税法第二条第十八条の四に規定する連結所得をいう。
3 特定事業者が第十九条第四項の規定により指定支給法人に補償賦課金を納付した場合における当該補償賦課金に係る租税特別措置法昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十一及び第六十八条の九十五の規定の適用については、同法第六十六条の十一第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるもの」とあるのは「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第二十条)第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金」と、同法第六十八条の九十五第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるもの」とあるのは「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第二十条)第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金」とする。	3 特定事業者がが第十九条第四項の規定により指定支給法人に補償賦課金を納付した場合における当該補償賦課金に係る租税特別措置法昭和三十二年法律第二十六号)第六十六条の十一及び第六十八条の九十五の規定の適用については、同法第六十六条の十一第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるもの」とあるのは「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第二十条)第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金」と、同法第六十八条の九十五第一項中「長期間にわたつて使用され、又は運用される基金又は信託財産に係る負担金又は掛金で次に掲げるもの」とあるのは「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第二十条)第二十条に規定する補償基金に係る同法第十九条第四項の補償賦課金」とする。	3 第一項の事業会社が、認可事業再編計画に基づき事業譲渡の対価として新たに株式を発行する場合には、当該株式の発行による当該事業会社の資本金の額の増加の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令・環境省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるらず、千分の一とする。	2 前項の事業会社が、認可事業再編計画に基づき事業譲渡の対価として新たに株式を発行する場合には、当該株式の発行による当該事業会社の資本金の額の増加の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令・環境省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるらず、千分の一とする。	2 前項の事業会社が、認可事業再編計画に基づき事業譲渡の対価として新たに株式を発行する場合には、当該株式の発行による当該事業会社の資本金の額の増加の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令・環境省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるらず、千分の一とする。
4 第二項に定めるもののか、第一項の規定の適用がある場合における法人税法その他法人税に関する法令の規定に関する技術的読替えその他同項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	2 環境大臣は、関係金融機関等に対しても、特定事業者に対する支援の継続を要請するものとする。	第三十二条 事業会社が認可事業再編計画に基づいて行われる事業譲渡により特定事業者から不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課すことができる。	第三十二条 事業会社が認可事業再編計画に基づいて行われる事業譲渡により特定事業者から不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課すことができる。	第三十二条 事業会社が認可事業再編計画に基づいて行われる事業譲渡により特定事業者から不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課すことができる。
(登録免許税に係る課税の特例)	(公的支援に係る借入金債務の返済等の方針)	第三十三条 特定事業者が第五条第五項の一時金の支給を円滑に行なうことができるよう、政府及び関係県は、予算の範囲内において、特定事業者に対する支援について、所要の措置を講ずるものとする。	第三十三条 特定事業者が第五条第五項の一時金の支給を円滑に行なうことができるよう、政府及び関係県は、予算の範囲内において、特定事業者に対する支援について、所要の措置を講ずるものとする。	第三十三条 特定事業者が第五条第五項の一時金の支給を円滑に行なうことができるよう、政府及び関係県は、予算の範囲内において、特定事業者に対する支援について、所要の措置を講ずるものとする。
第三十一条 特定事業者が、認可事業再編計画に基づき事業会社を設立する場合には、当該事業会社の設立の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令・環境省令で定めるところにより登記	第三十四条 特定事業者は、事業会社株式に係る譲渡収入から第十九条第四項の規定により指定支給法人に納付した金額を控除した残額(当該残額の運用によって得られた収益を含む。)については、まず水俣病に係る損害賠償債務及び公	第三十七条 政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者(水俣病が多発していた時期に胎児であつた者を含む。以下「指定地域等居住者」という。)の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。	第三十七条 政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者(水俣病が多発していた時期に胎児であつた者を含む。以下「指定地域等居住者」という。)の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。	第三十七条 政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者(水俣病が多発していた時期に胎児であつた者を含む。以下「指定地域等居住者」という。)の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。
4 関係地方公共団体は、第一項の調査研究に協力するものとする。	(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法)	第三十八条 第十六条第一項の規定による許可を受けないで支給業務の全部を廃止した者は、三十万円以下の罰金に処する。	二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者	三 第二十八条第一項の規定による許可を受けないで支給業務の全部を廃止した者は、三十万円以下の罰金に処する。
3 政府は第一項の調査研究の実施のため、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るものとする。	3 政府は第一項の調査研究の実施のため、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るものとする。	四 第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。	三 第二十八条第一項の規定による許可を受けないで支給業務の全部を廃止した者は、三十万円以下の罰金に処する。	四 第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
4 関係地方公共団体は、第一項の調査研究に協力するものとする。	(施行期日)	四 第四十二条 第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の過料に処する。	四 第四十二条 第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の過料に処する。	四 第四十二条 第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の過料に処する。
4 関係地方公共団体は、第一項の調査研究に協力するものとする。	附 則	四 第四十二条 第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の過料に処する。	四 第四十二条 第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の過料に処する。	四 第四十二条 第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

を受けるものに限り、登録免許税法(昭和四十年法律第三十五号)第九条の規定にかかるらず、千分の一とする。

二年法律第三十五号)第九条の規定にかかるらず、千分の一とする。

二年法律第三十五号)第九条の規定にかかるらず、千分の一とする。

的支援に係る借入金債務に充当し、次に環境大臣が指定する債務及び認可事業再編計画の遂行に必要な費用に充当することができる。

第三十五条 政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

第三十六条 政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るために、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令・環境省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるらず、千分の一・五とする。

第三十七条 政府及び関係者は、関係事業者が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたつて防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第二十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をせし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をせし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第四十二条 第十六条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をせし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十八条第一項の規定による許可を受けないで支給業務の全部を廃止した者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第二十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をせし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十八条第一項の規定による許可を受けないで支給業務の全部を廃止した者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をせし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十八条第一項の規定による許可を受けないで支給業務の全部を廃止した者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第二十四条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をせし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第二十八条第一項の規定による許可を受けないで支給業務の全部を廃止した者は、三十万円以下の罰金に処する。

の一部改正)

第二条 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「環境庁長官」を「環境大臣」に、「平成八年九月三十日まで」を「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法(平成二十一年法律第二号)附則第二条の規定の施行の日から当分の間」に、「附則第十二条」を「附則第四条」に改め、同項第二号中「昭和六十二年八月三十一日以前」を削り、「していた」を「した」に改め、同条第二項中「により環境庁長官が受けた申請に関し」を「による申請を受けた場合には」に改め、同条第三項中「附則第十二条」を「附則第四条」に改める。

第四条を次のように改める。

(認定審査の促進)

第四条 県知事等は、認定等の申請をした者で第二条第一項各号に掲げるものの迅速かつ公正確実な救済のため特に必要があると認めるときは、環境大臣と協議の上、環境大臣に対して、当該認定等の申請に係る事案を移送することができる。

2 県知事等は、前項の規定により事案を移送しようとするときは、当該移送に係る認定等の申請をした者の同意を得なければならぬ

い。

3 第一項の規定により事案が移送されたときは、当該移送に係る認定等の申請をした者は、第二条第一項の規定に基づき環境大臣に

対して申請を行つたものとみなす。
第五条第三項中「附則第十五条」を「附則第六条」に、「附則第十二条を「附則第四条」に、「附則第十八条」を「附則第八条」に改める。

(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法第二条第二項の規定により行われた認定に

関する処分は、前条の規定による改正後の水俣

病の認定業務の促進に関する臨時措置法第二条第二項の規定により行われた認定に関する処分とみなす。

第四条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正

る。

第三百七十七条の次に次の二条を加える。

(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第三百七十七条の二 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「環境大臣」を「審理員」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づく異議申立て」を「審査請求」に、「同法第四十八条において準用する同法第二十七条」を「行政不服審査法(平成二十一年法律第二号)第三十三条」に、「当該異議申立て」を「当該審査請求」に改める。

第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策(第二十五条―第三十一条)

第一節 海岸漂着物等の円滑な処理(第十七条―第二十一条)

第二節 海岸漂着物等の発生の抑制(第二十二節―第二十四节)

第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策(第二十五条―第三十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、

海岸漂着物等の凹凸な処理を図るために必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るために必要な施策(以下「海岸漂着物対策」という。)に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政

府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいふ。

2 この法律において「海岸漂着物」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

3 この法律において「海岸管理等」とは、海岸着物等の処理等の推進に関する法律案

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

美しい豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

美しい豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

美しい豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

美しい豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律案

第三条

海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代

表される良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再生に寄与することを

旨として、行われなければならない。

第四条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質・態様等に即した円滑な処理が推進されるこ

とを旨として、行われなければならない。

第五条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであつて、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着

物等に関する問題が海岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立つて、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならぬ。

第六条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行わなければならない。

(海洋環境の保全)

第七条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制(以下「海岸漂着物等の処理等」という。)について国民の

積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主體の相互の連携の下に、行われなければならない。

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第八条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制(以下「海岸漂着物等の処理等」という。)について国民の

積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主

體の相互の連携の下に、行われなければならない。

(国際協力の推進)

第八条 海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られるようす

るとともに、海岸漂着物には周辺国から我が國の海岸に漂着する物がある一方で、我が國から周辺国の海岸に漂着する物もあることいかんが、海岸漂着物に関する問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立つて、その解決に向けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念(次条及び第十一条第一項において単に「基本理念」という。)に基づき、海岸漂着物対策に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関する基本的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

第十一条 事業者は、その事業活動に伴つて海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

十二条 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。

十三条 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物等の発生の抑制に努めなければならない。

(連携の強化)

第十二条 国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとす

る。

第二章 基本方針

びその内容

二 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項

三 海岸漂着物対策の実施に当たつて配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

四 都道府県は、地域計画を作成しようとすると

きは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

五 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が組織されているときは、あらかじめ、関係する地方公共団体及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。

六 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

七 第二項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

(海岸漂着物対策推進協議会)

八 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対策推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

九 協議会は、次の事務を行ふものとする。

一 都道府県の地域計画の作成又は変更に関し協議すること。

二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行ふこと。

三 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

四 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に對し、必要な技術的な助言その他の援助をすることができる

進を図るために熱意と識見を有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。

二 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

三 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動を行う。

一 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要な助言をすること。

三 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。

五 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

六 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

七 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

八 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

九 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

一 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

二 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

三 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

四 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

五 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

六 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

七 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

八 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

九 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

一 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

二 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

三 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

四 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

五 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

六 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

七 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

八 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

九 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

一 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

二 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

三 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

四 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

五 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

六 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

七 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

八 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

九 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

一 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

二 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

三 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

四 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

五 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

六 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

七 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

八 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

九 都道府県は、海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。

第一章 地域計画等

第二章 地域計画等

第三章 地域計画等

第四章 海岸漂着物対策の推進

第五章 海岸漂着物対策の推進

第六章 海岸漂着物対策の推進

第七章 海岸漂着物対策の推進

第八章 海岸漂着物対策の推進

第九章 海岸漂着物対策の推進

第十章 海岸漂着物対策の推進

第十一章 海岸漂着物対策の推進

第十二章 海岸漂着物対策の推進

第十三章 海岸漂着物対策の推進

第十四章 海岸漂着物対策の推進

第十五章 海岸漂着物対策の推進

第十六章 海岸漂着物対策の推進

(市町村の要請)

第十八条 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(協力の求め等)

第十九条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項に関して協力を求めることができる。

2 環境大臣は、前項の規定による都道府県間ににおける協力を円滑に行うため必要があると認めるとときは、当該協力に関し、あつせんを行うことができる。

第二十条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。

第二十一条 外務大臣は、国外からの海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの関係行政機関等と連携して、外交上適切に対応するものとする。

第二節 海岸漂着物等の発生の抑制
(発生の状況及び原因に関する調査)
第二十二条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るために必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。(み等を捨てる行為の防止)

第二十三条 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)その他の法令の規定に基づく規制

百三十七号)その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)
第二十四条 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、又は管理者が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に關し必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

2 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を行う者に対して、当該事業活動等に伴って海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めなければならない。

第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策
(民間の団体等との緊密な連携の確保等)
第二十五条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの活動に対する支援に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性を確保する

ため十分な配慮を行うよう努めるものとする。
(海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進)
第二十六条 国及び地方公共団体は、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第九条第一項の規定の趣旨に従い、海岸漂着物等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずる

講ずるよう努めなければならない。

(海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)
第二十七条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(技術開発、調査研究等の推進等)
第二十八条 国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(財政上の措置)
第二十九条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。

3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために、財政上の配慮を行いうよう努めるものとする。

2 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。

3 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るために、財政上の配慮を行いうよう努めるものとする。

七月三日本委員会に左の案件が付託された。
1、地球温暖化を止めるための法律制定に関する請願(第三〇八六号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第三〇九九号)(第三二〇〇号)(第三二〇一号)(第三二〇二号)

一、危険な気候を回避するための法律制定に関する請願(第三一〇六号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第三二五八号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第三二五八号)

一、危険な気候を回避するための法律制定に関する請願(第三一〇六号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第三二五八号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第三二五八号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第三二五八号)

一、大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願(第三二五八号)

ための財政上の措置その他の総合的な支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。
(検討)
(施行期日)
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
(検討)
附則

請願者 東京都渋谷区渋谷一ノ一七ノ七 名 中畔都舍子 外六万九千四百十三	紹介議員 島尻安伊子君 地球の気温は確実に上がり続けており、このまま温暖化が進んだ場合、異常気象、生態系の悪化、海面上昇、食糧危機、そして人類生存の危機が予測されている。日本では家庭や職場でCO ₂ など温暖化ガスの排出を減らす努力をしてきたが、国全体としてはほとんど減っていない。自主的な努力は不可欠だが、それだけで温暖化は止められない。	請願者 安藤文一 外二千三百十四名 名 平成二十一年七月七日受理 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。
請願者 滋賀県彦根市清崎町五〇〇ノ二 名 平成二十一年六月二十二日受理 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。	請願者 大谷和彦 外二千三百十四名 名 平成二十一年六月二十二日受理 紹介議員 仁比 聰平君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。	第三二〇〇号 平成二十一年六月二十二日受理 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 岩手県二戸郡一戸町高善寺野田三 名 野田坂真理子 外二千三百十四名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。
請願者 東京都練馬区東大泉一ノ二六ノ二 名 今野満智子 外二千三百十四 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 山形県米沢市東大通三ノ八ノ四 名 長沼和子 外二千三百十四名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。	第三二一〇号 平成二十一年六月二十二日受理 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 岩手県二戸郡一戸町高善寺野田三 名 野田坂真理子 外二千三百十四名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。	第三二一〇号 平成二十一年六月二十二日受理 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 岩手県二戸郡一戸町高善寺野田三 名 野田坂真理子 外二千三百十四名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。
請願者 大阪市平野区長吉出戸二ノ六ノ二 名 木下令子 外二千三百二十四名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 大阪府高槻市塚脇一ノ一一ノ二 名 高木洋子 外九百九十九名 紹介議員 福山 哲郎君 この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 東京都大田区大森北三ノ三三ノ一 名 太田初子 外九十九名 紹介議員 鈴木 寛君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。	第三二一〇号 平成二十一年六月二十二日受理 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 大阪市平野区長吉出戸二ノ六ノ二 名 木下令子 外二千三百二十四名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 大阪府高槻市塚脇一ノ一一ノ二 名 高木洋子 外九百九十九名 紹介議員 福山 哲郎君 この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 東京都大田区大森北三ノ三三ノ一 名 太田初子 外九十九名 紹介議員 鈴木 寛君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。	第三二一〇号 平成二十一年六月二十二日受理 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 大阪市平野区長吉出戸二ノ六ノ二 名 木下令子 外二千三百二十四名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 大阪府高槻市塚脇一ノ一一ノ二 名 高木洋子 外九百九十九名 紹介議員 福山 哲郎君 この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 東京都大田区大森北三ノ三三ノ一 名 太田初子 外九十九名 紹介議員 鈴木 寛君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。
請願者 岐阜県羽島市竹鼻町一、〇七六 名 平成二十一年七月十六日受理 紹介議員 島尻安伊子君 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 岐阜県羽島市竹鼻町一、〇七六 名 平成二十一年七月十六日受理 紹介議員 島尻安伊子君 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願	第三二一〇号 平成二十一年六月二十二日受理 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 岩手県二戸郡一戸町高善寺野田三 名 野田坂真理子 外二千三百十四名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 大阪市平野区長吉出戸二ノ六ノ二 名 木下令子 外二千三百二十四名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 大阪府高槻市塚脇一ノ一一ノ二 名 高木洋子 外九百九十九名 紹介議員 福山 哲郎君 この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 東京都大田区大森北三ノ三三ノ一 名 太田初子 外九十九名 紹介議員 鈴木 寛君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。	第三二一〇号 平成二十一年六月二十二日受理 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 岩手県二戸郡一戸町高善寺野田三 名 野田坂真理子 外二千三百十四名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 大阪市平野区長吉出戸二ノ六ノ二 名 木下令子 外二千三百二十四名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 大阪府高槻市塚脇一ノ一一ノ二 名 高木洋子 外九百九十九名 紹介議員 福山 哲郎君 この請願の趣旨は、第一四六〇号と同じである。 大口排出源に対する削減義務化等実効ある温暖化対策に関する請願 請願者 東京都大田区大森北三ノ三三ノ一 名 太田初子 外九十九名 紹介議員 鈴木 寛君 この請願の趣旨は、第三一号と同じである。